

第2回 東京都中央卸売市場 条例改正準備会議（その2）

日 時：平成31年2月28日（木）
午後2時30分から
場 所：都庁第二本庁舎31階
特別会議室21

〈次 第〉

1 開 会

2 議 事

- （1）都民生活において卸売市場の果たしている役割
- （2）外部環境の変化に応じ、産地や実需者の求める市場となる必要性
- （3）サプライチェーン全体の中で卸売市場が今後果たしていくべき役割
- （4）その他

3 閉 会

〈配布資料〉

次第・座席表・委員名簿

資料 1 市場を取り巻く状況について

資料 2 東京都中央卸売市場の取引構造（平成29年度）

資料 3 第2回条例改正準備会議意見のまとめ

資料 4 各場での主な意見

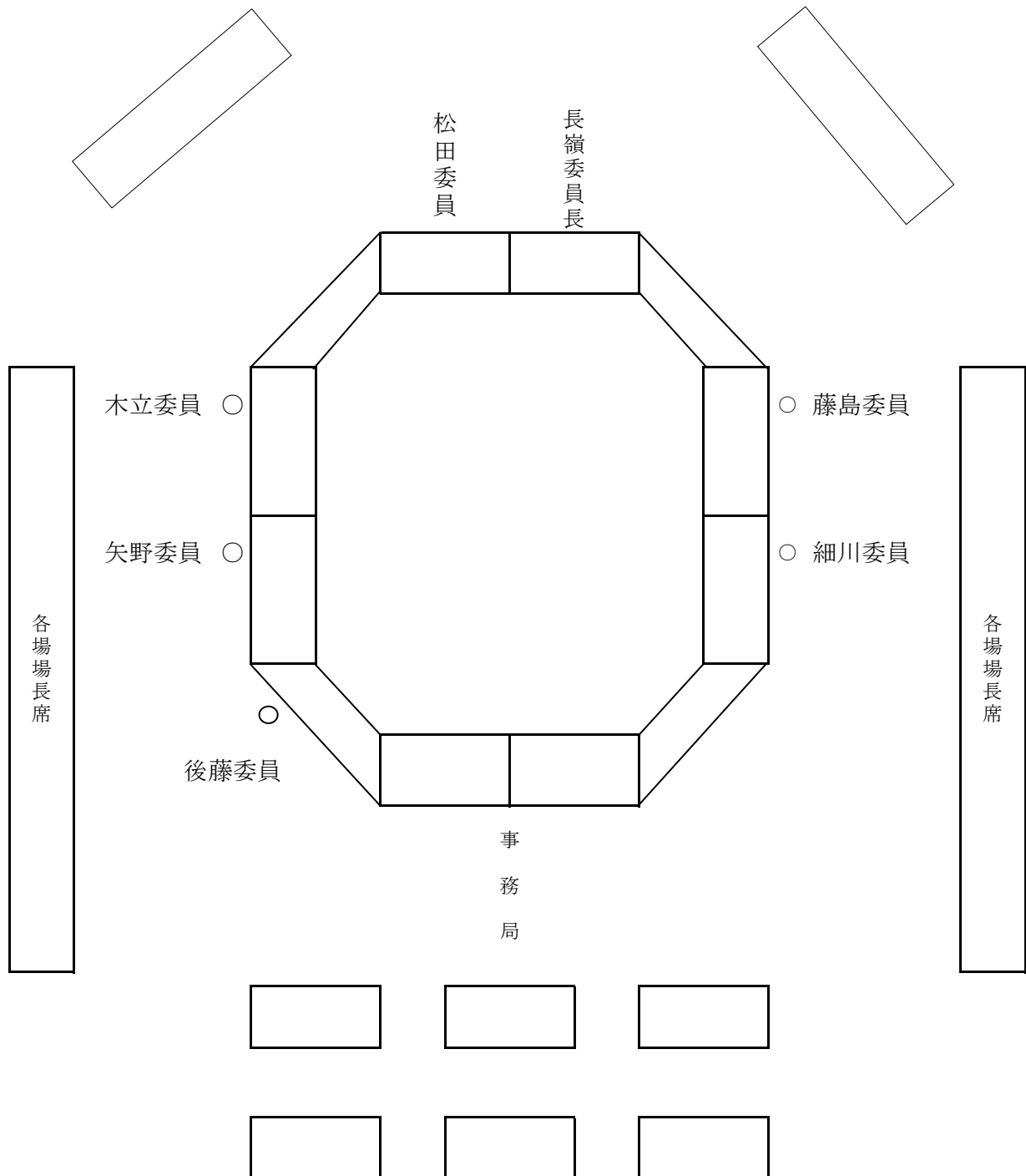
資料 5 実需者等へのヒアリング

参 考 第1回会議資料 条例改正準備会議 開催予定

「第1回東京都卸売市場条例改正準備会議」の概要

第2回 東京都中央卸売市場 条例改正準備会議（その2） 座席表

場所：東京都庁第2本庁舎31階 特別会議室21



東京都中央卸売市場 条例改正準備会議 委員名簿

区分		所属・役職	氏 名
外部有識者		中央大学商学部教授	木 立 真 直
		流通経済大学流通情報学部教授	矢 野 裕 児
		A. T. カーニー株式会社 パートナー	後 藤 治
		東京聖栄大学客員教授	藤 島 廣 二
		卸売市場政策研究所代表	細 川 允 史
出荷者		一般社団法人大日本水産会常務理事	長 岡 英 典
		全国農業協同組合連合会園芸部長	金 子 千 久
卸売業者	水産	東京都水産物卸売業者協会会長	伊 藤 裕 康
	青果	東京中央市場青果卸売会社協会副会長	鈴 木 敏 行
	食肉	東京食肉市場株式会社代表取締役社長	小 川 一 夫
	花き	東京都花き振興協議会理事	加 瀬 泉
仲卸業者	水産	東京魚市場卸組合連合会会長	早 山 豊
	青果	東京青果卸売組合連合会会長	増 山 春 行
	食肉	東京食肉市場卸商協同組合理事長	野 本 照 雄
	花き	東京都花き振興協議会理事	斧 田 清 幸
実需者	水産	東京魚市場買参協同組合	大 川 三 敏
		東京都水産物小売団体連合会会長	渡 邊 一 夫
	青果	東京都青果物商業協同組合理事長	近 藤 栄一郎
	食肉	東京食肉買参事業協同組合	廣 瀬 常 年
		東京都食肉事業協同組合理事長	宮 本 重 樹
	花き	東京都花き振興協議会取引委員	川 原 常 光
東京都		東京都中央卸売市場事業部長	長 嶺 浩 子
		東京都中央卸売市場市場政策担当部長	松 田 健 次

市場を取り巻く状況について

平成31年2月28日
東京都中央卸売市場

目次

（市場全体の状況）

- 1 卸売市場経由率 2
- 2 取扱数量等 3

（生産者・実需者等の状況）

- 3 産地の状況 7
- 4 実需者の状況 10
- 5 消費者の状況 14

（物流）

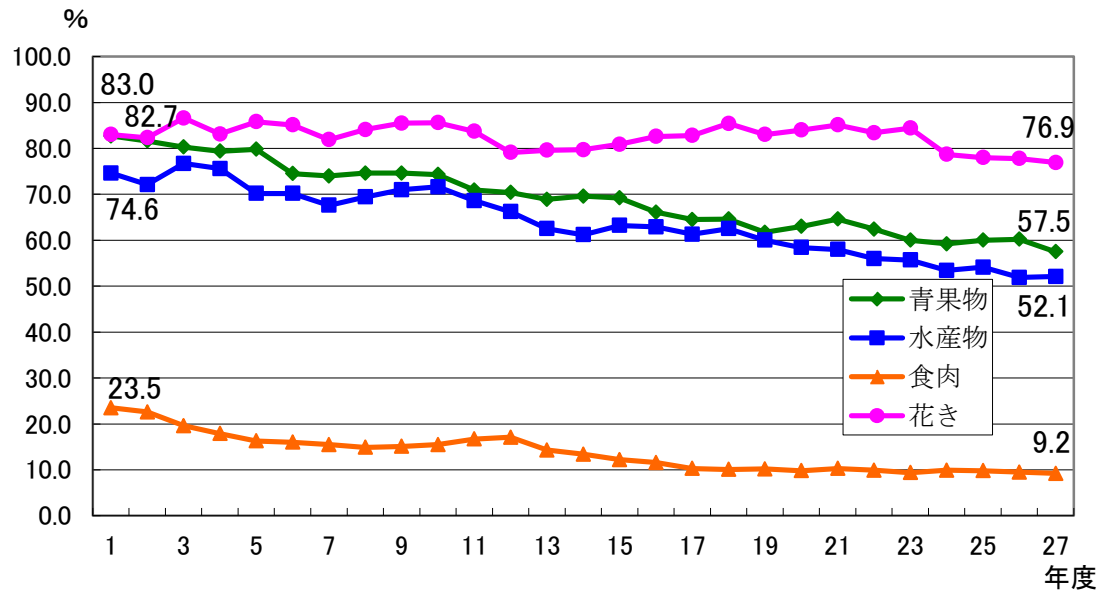
- 6 物流環境の状況 20

1 卸売市場経由率

卸売市場経由率

- 青果物及び水産物の市場経由率は、平成元年から平成27年までに20%以上低下
- ただし、青果、水産とも50%以上（国産青果物は、平成19年度以降も約80%を維持）
- 花きについても、約80%を維持

卸売市場経由率の推移（重量ベース（花きは金額）、推計）（全国）



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

国産青果物の卸売市場経由率の推移（全国）

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
青果	87.2%	88.1%	87.7%	87.4%	85.9%	85.1%	85.8%	84.4%	81.2%

資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により推計

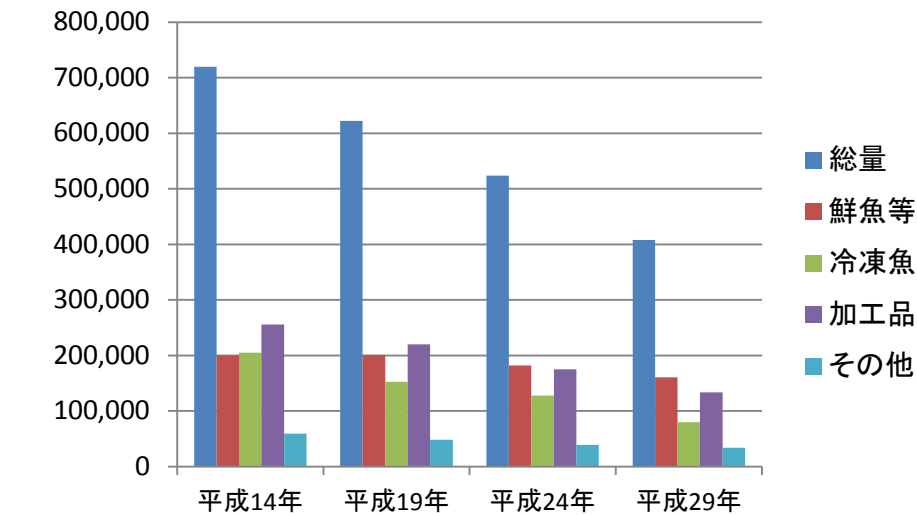
資料：農林水産省「卸売市場データ集」

2 取扱数量等（水産）

- <取扱数量>
- 平成29年は407,653トン 全国に占める東京都の割合は約27%
- <取扱金額>
- 平成29年は453,153百万円 全国に占める東京都の割合は約29%

東京都中央卸売市場における類別取扱数量・取扱金額の推移

(1) 取扱数量

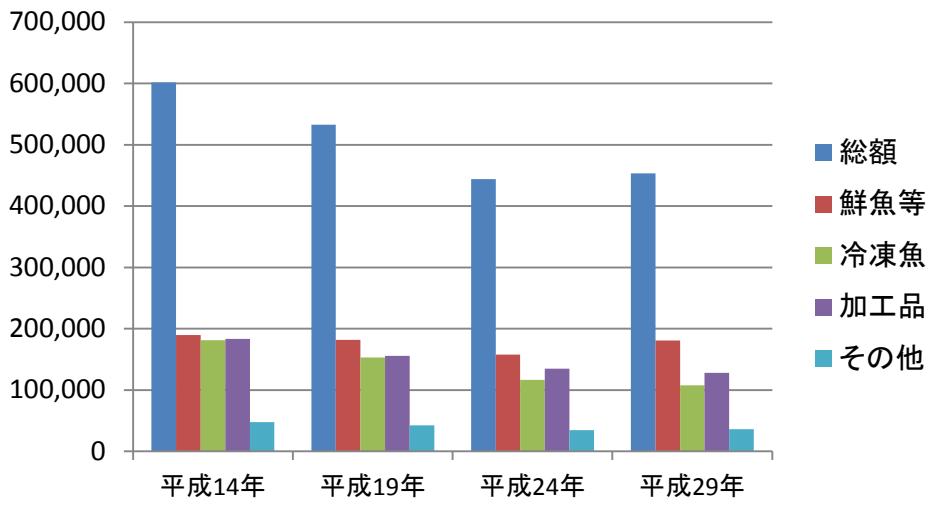


(単位:t)

	総量	鮮魚等	冷凍魚	加工品	その他
平成14年	719,745	200,279	204,822	255,490	59,153
平成19年	622,123	201,185	152,692	220,167	48,079
平成24年	523,547	182,111	127,616	175,131	38,690
平成29年	407,653	160,586	79,858	133,311	33,898

※ 数値は単位未満を四捨五入しているため、総量数字と内訳数字(鮮魚等、冷凍魚、加工品、その他)の合計とは、一致しない場合がある。

(2) 取扱金額



(単位:百万円)

	総額	鮮魚等	冷凍魚	加工品	その他
平成14年	601,755	189,496	181,315	183,266	47,677
平成19年	532,933	181,885	153,245	155,538	42,264
平成24年	444,192	157,883	116,815	134,696	34,798
平成29年	453,153	180,848	107,789	128,288	36,228

※ 数値は単位未満を四捨五入しているため、総額数字と内訳数字(鮮魚等、冷凍魚、加工品、その他)の合計とは、一致しない場合がある。

資料：東京都中央卸売市場年報より作成

2 取扱数量等（青果）

＜取扱数量＞

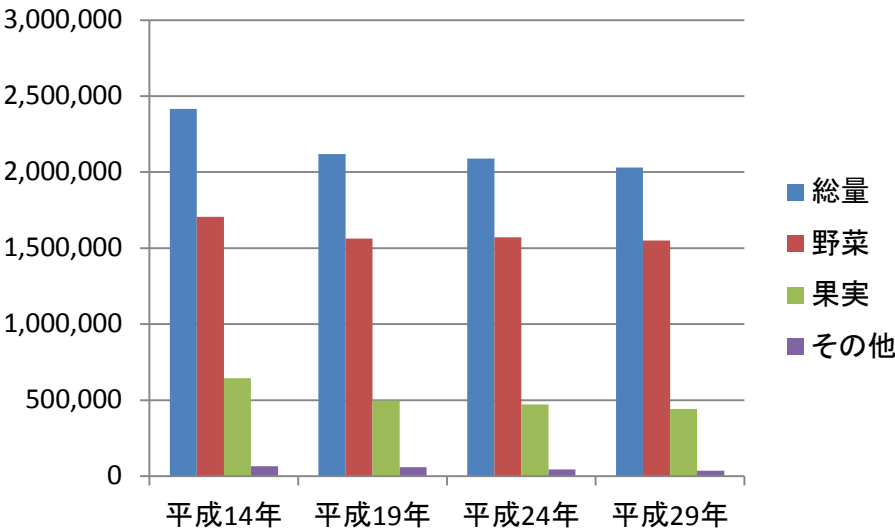
○ 平成29年は2,029,671トン 全国に占める東京都の割合は約27%

＜取扱金額＞

○ 平成29年は582,650百万円 全国に占める東京都の割合は約29%

東京都中央卸売市場における類別取扱数量・取扱金額の推移

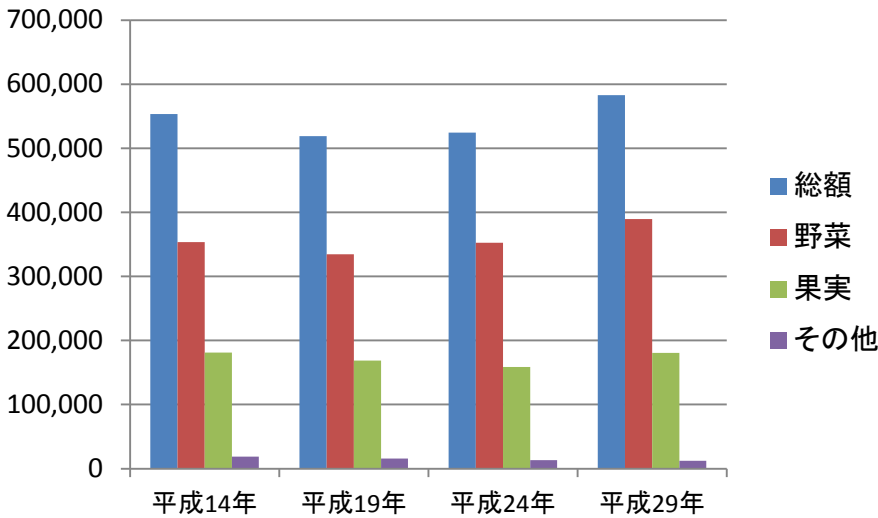
(1) 取扱数量



(単位:t)

	総量	野菜	果実	その他
平成14年	2,416,108	1,705,632	643,819	66,657
平成19年	2,119,211	1,562,394	498,413	58,404
平成24年	2,090,489	1,572,124	472,870	45,495
平成29年	2,029,671	1,550,922	443,165	35,584

(2) 取扱金額



(単位:百万円)

	総額	野菜	果実	その他
平成14年	553,400	353,479	181,088	18,833
平成19年	519,052	334,330	168,832	15,890
平成24年	524,609	352,623	158,626	13,360
平成29年	582,650	389,505	180,636	12,509

※ 数値は単位未満を四捨五入しているため、総額数字と内訳数字(野菜、果実)の合計とは、一致しない場合がある。

資料：東京都中央卸売市場年報より作成

2 取扱数量等（食肉）

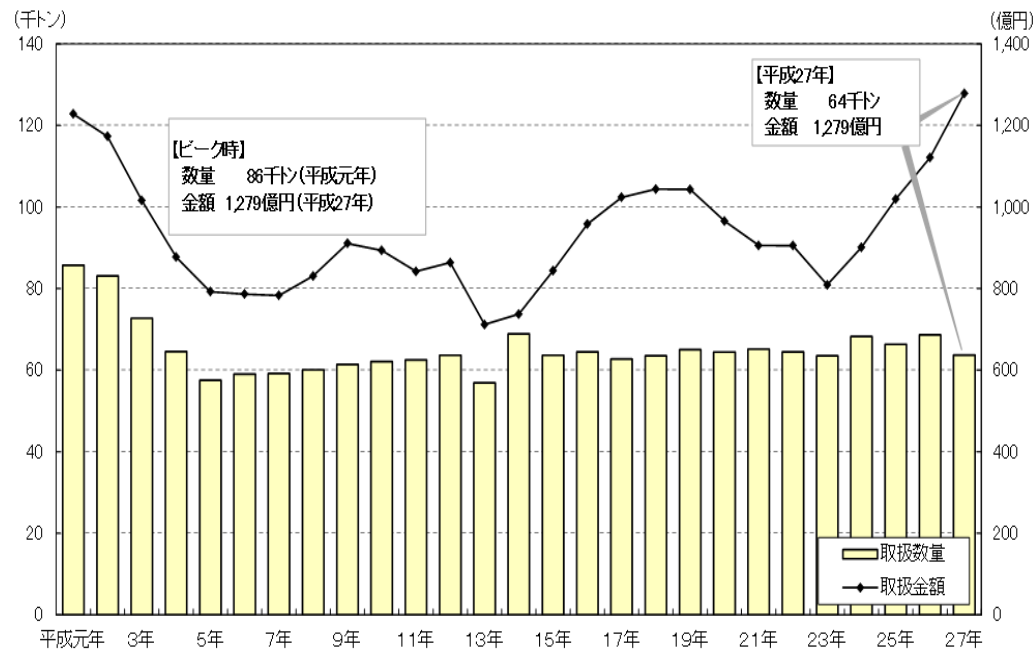
《牛肉》

- 平成3年から輸入自由化が実施され、食肉市場での輸入牛肉の取扱いが大幅に減少
- 平成13年には国内でのBSE（牛海綿状脳症）発生による需要の減少
平成15年度以降、アメリカでのBSE発生に伴う輸入牛肉の品薄から、高値での推移へ転じた

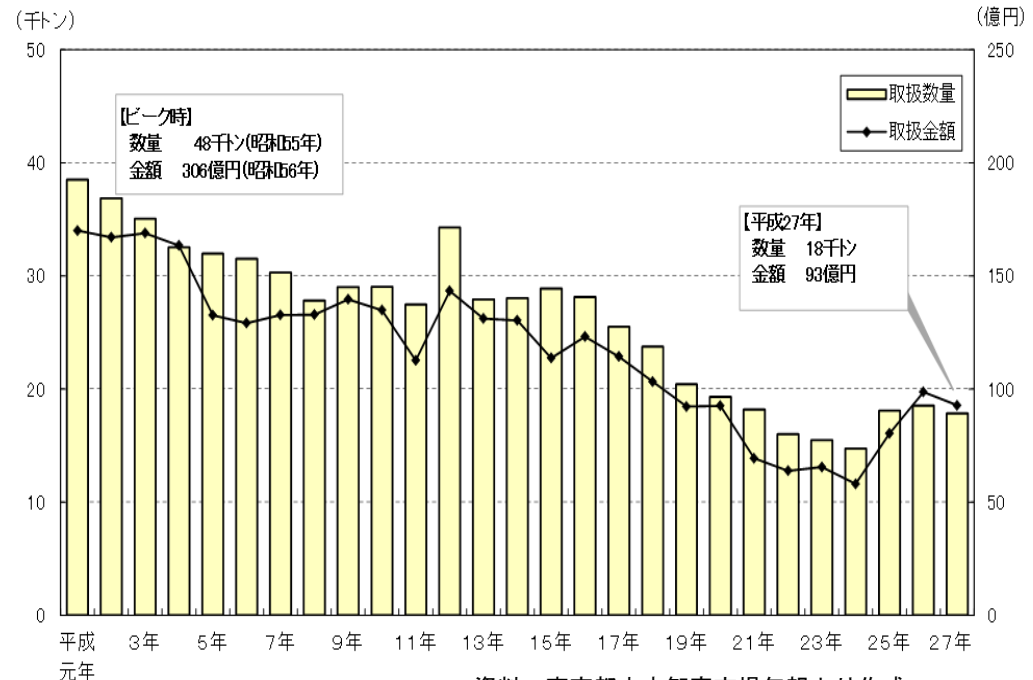
《豚肉》

- 国内生産量の減少、産地でのと畜の増加及び輸送コストの増大等による影響を受け、取扱数量は長期的に減少傾向

（１）東京都中央卸売市場における取扱数量及び金額の推移（牛肉）



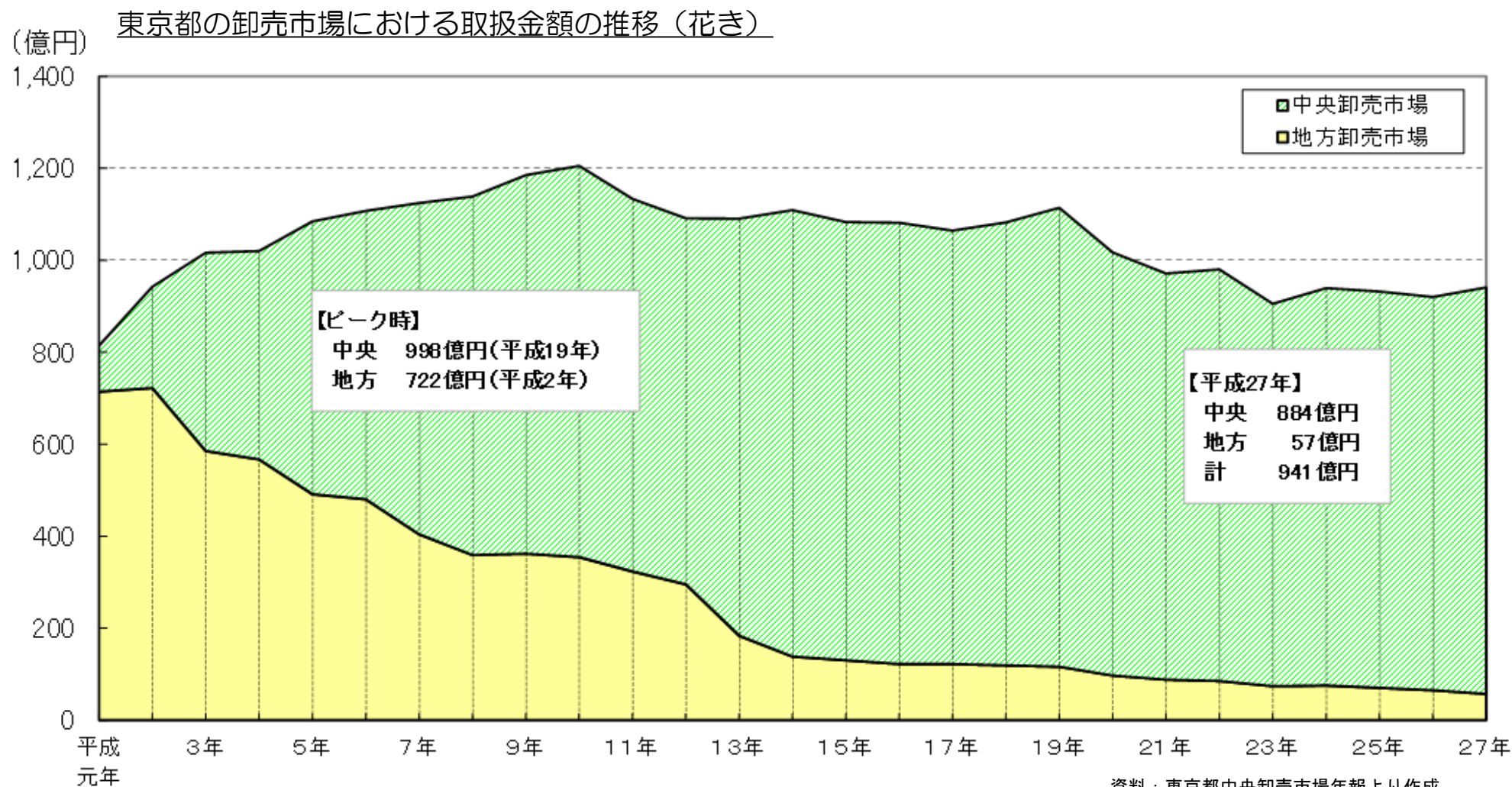
（２）東京都中央卸売市場における取扱数量及び金額の推移（豚肉）



資料：東京都中央卸売市場年報より作成

2 取扱数量等（花き）

○ 東京都中央卸売市場（花き）における合計の取扱金額は、平成27年には、元年の約9倍の約884億円



3 産地の状況

国内生産力の低下

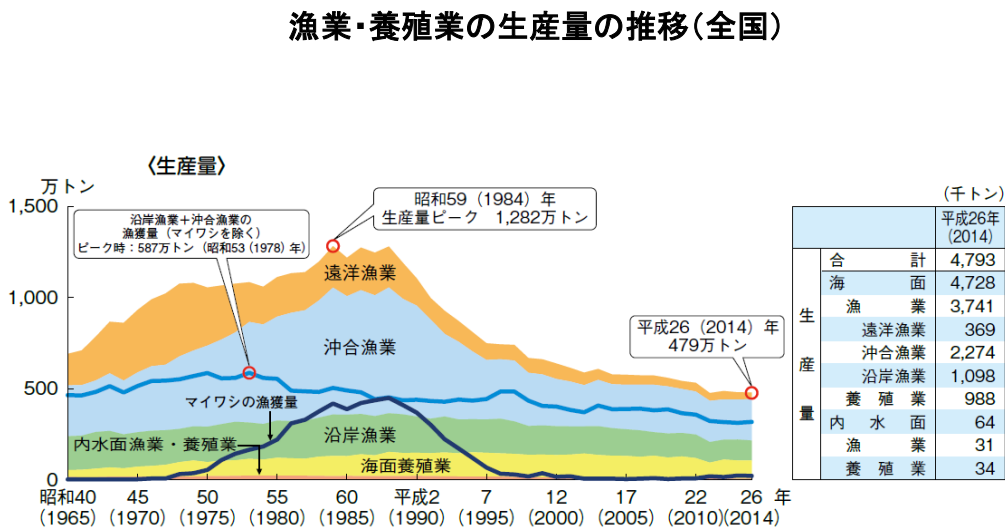
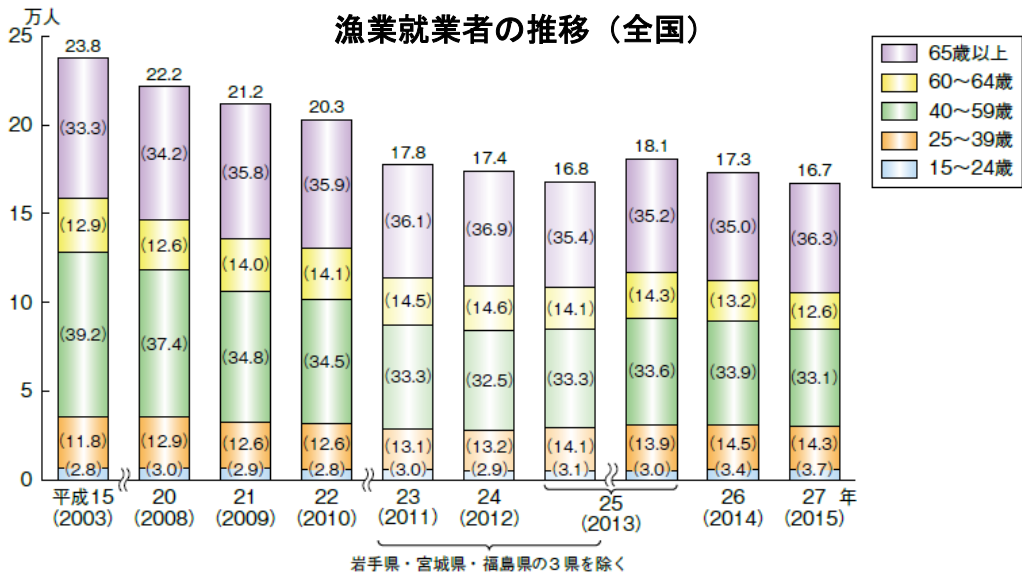
(水産物)

○ 漁業就業者の長期的な減少に加え、高齢化が進行（平成27年には65歳以上の就業者が36.3%）

(農産物)

○ 農業従事者の長期的な減少に加え、高齢化が進行（平成27年には65歳以上の従事者が約65%）

○ 耕地面積も長期的に減少



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）年、20（2008）年及び25（2013）年）、「漁業就業動向調査」（平成21（2009）～24（2012）年、26（2014）年及び27（2015）年）

注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。

2）（ ）内は漁業就業者の合計を100%とした構成割合（%）である。

3）平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年漁業センサスとは連続しない。

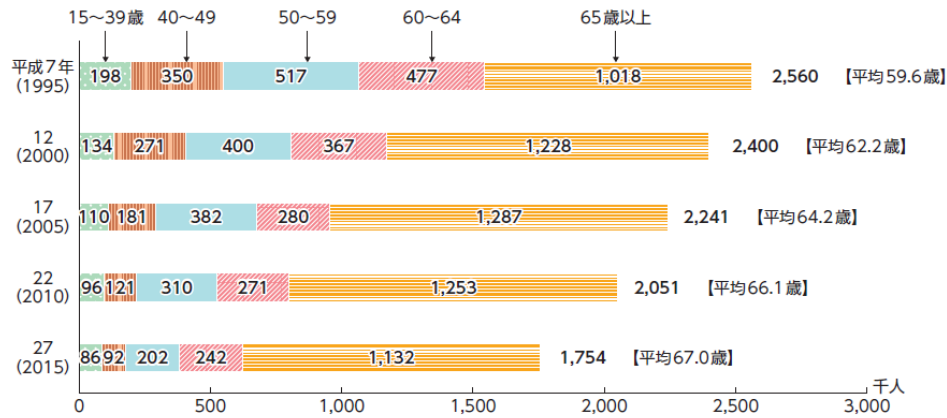
4）平成23（2011）年、24（2012）年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除く集計である。

資料：農林水産省「平成27年度水産白書」

資料：農林水産省「平成27年度水産白書」

3 産地の状況

年齢別基幹的農業従事者数の推移（全国）

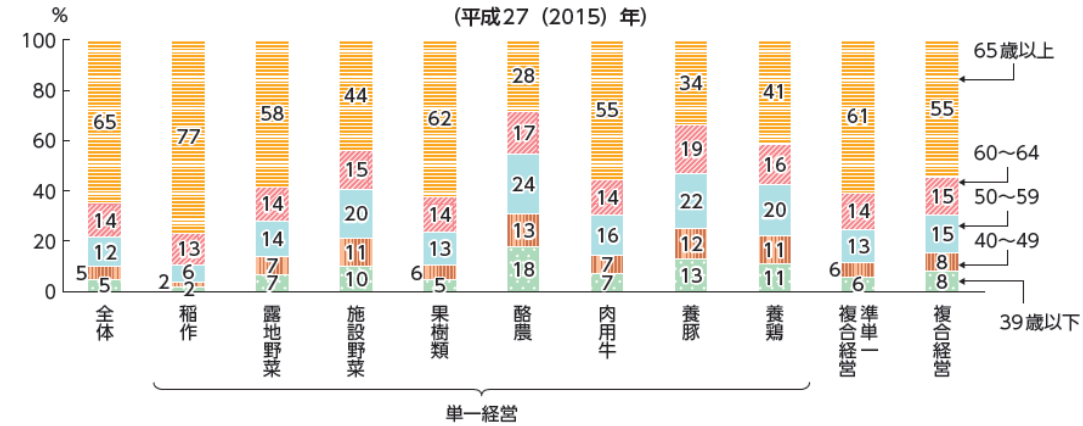


資料：農林水産省「農林業センサス」

基幹的農業従事者：農業就業者人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

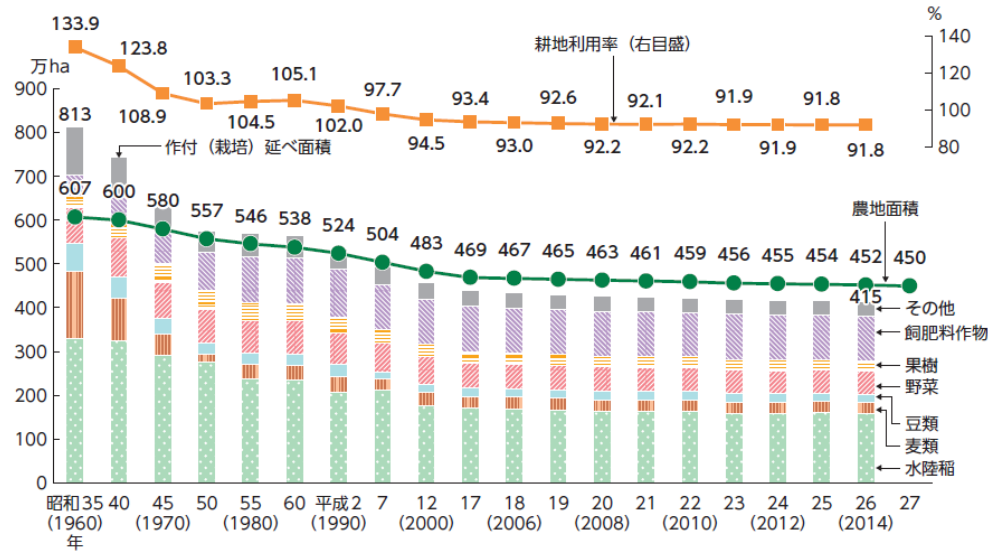
営農類型別基幹的農業従事者の年齢構成（全国）



資料：農林水産省「農林業センサス」

資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

農地面積等の推移（全国）



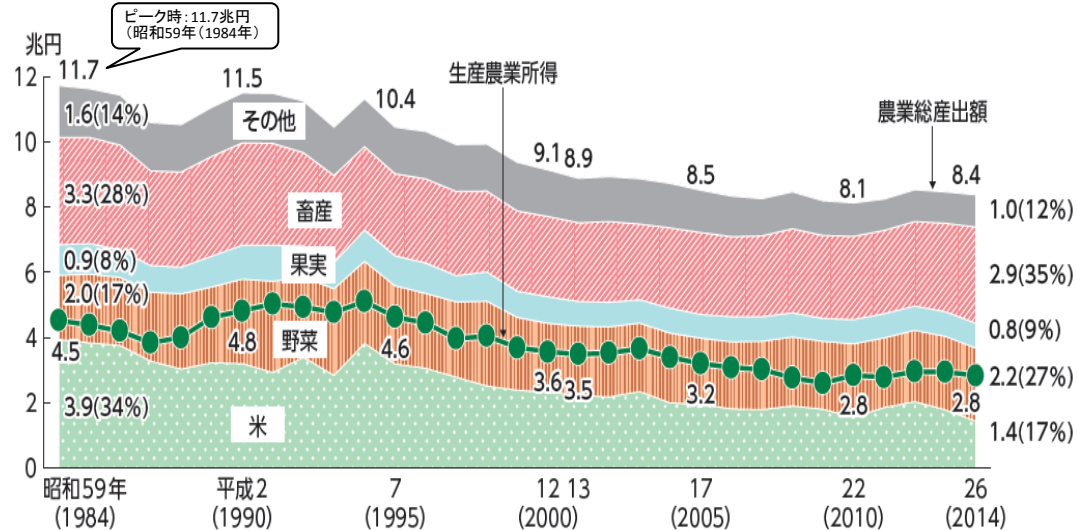
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：1) 耕地利用率(%) = 作付(栽培)延べ面積 / 農地面積 × 100

2) その他は、かんしょ、雑穀、工芸農作物、その他作物

資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

農業総産出額及び生産農業所得の推移（全国）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：その他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物、その他作物、加工農産物

農業総産出額：農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したもの

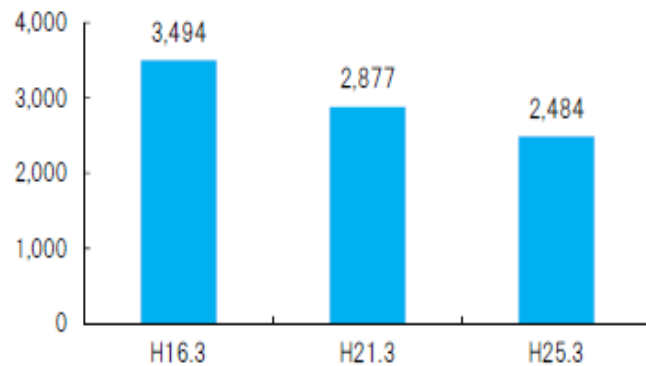
資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

3 産地の状況

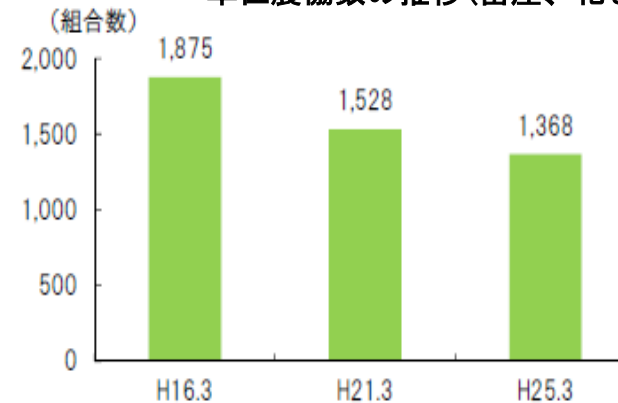
出荷団体等の大型化・集約化

- 漁業、農業協同組合ともに、単位漁協数、単位農協数が約3割減少する一方で、1組合当たりの平均販売取扱高は拡大しており、大型化が進行

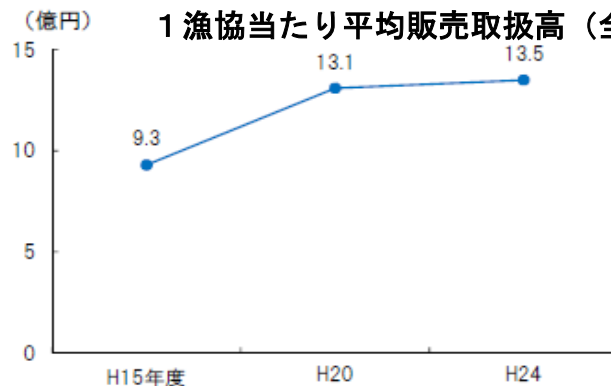
単位漁協数の推移（全国）



単位農協数の推移(畜産、花きを含む)（全国）



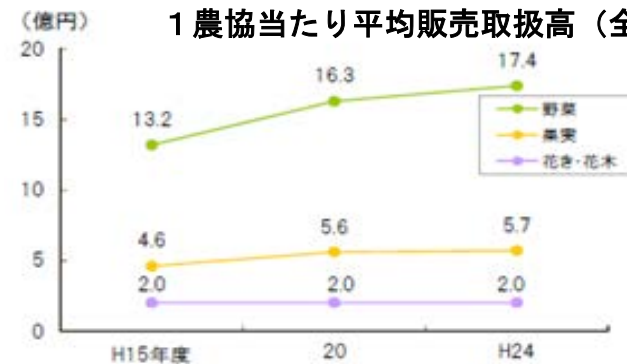
1漁協当たり平均販売取扱高（全国）



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」を基に農林水産省食品製造卸売課で作成。

資料：農林水産省「卸売市場流通の再構築に関する検討会」

1農協当たり平均販売取扱高（全国）



資料：農林水産省経営局「農業協同組合等現在数統計」、
「総合農協統計表」を基に農林水産省食品製造卸売課で作成

注：単位農協数については、総合農協及び専門農協のうち一般農協、
畜産農協、園芸特産農協の合計

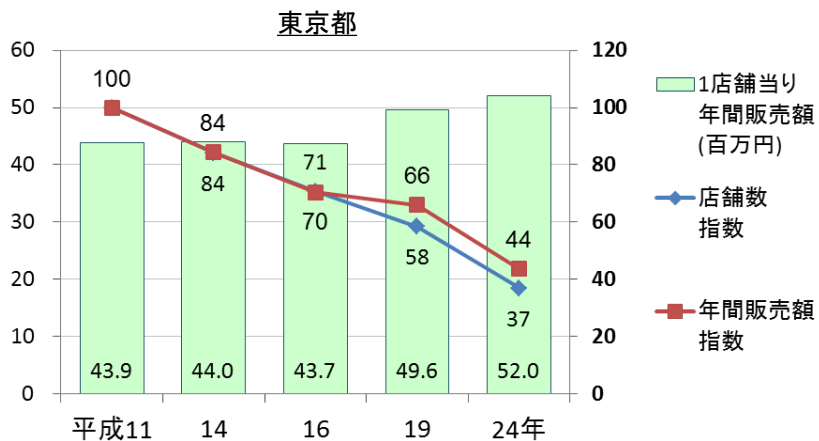
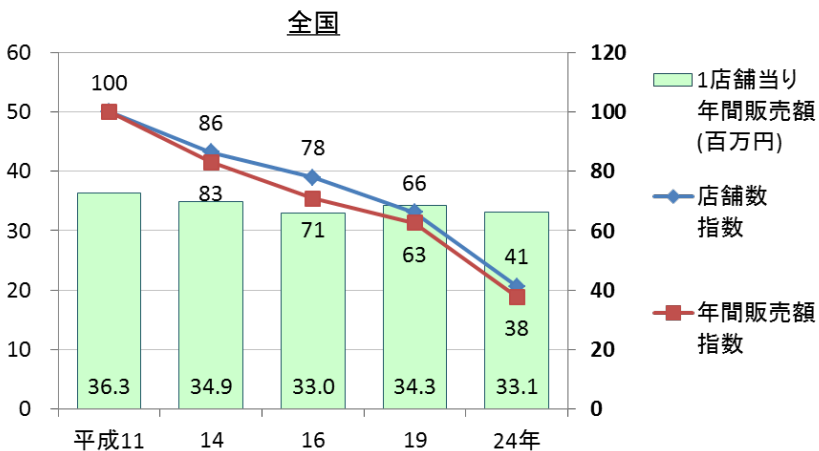
資料：農林水産省「卸売市場流通の再構築に関する検討会」

4 実需者の状況

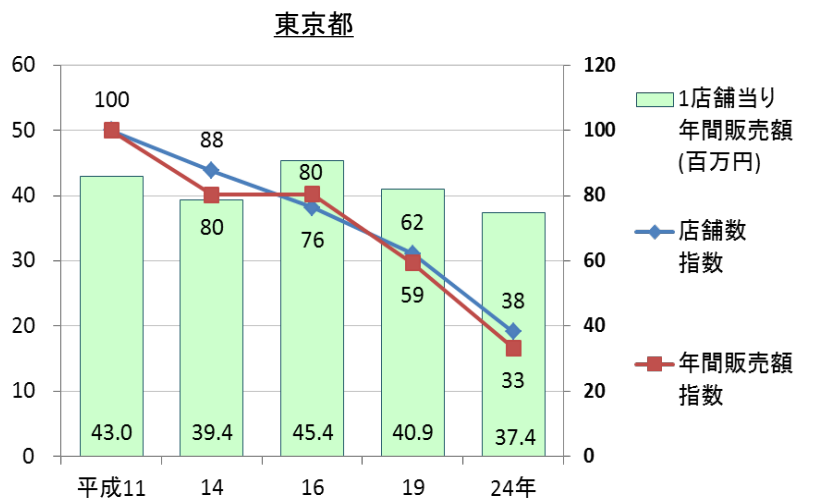
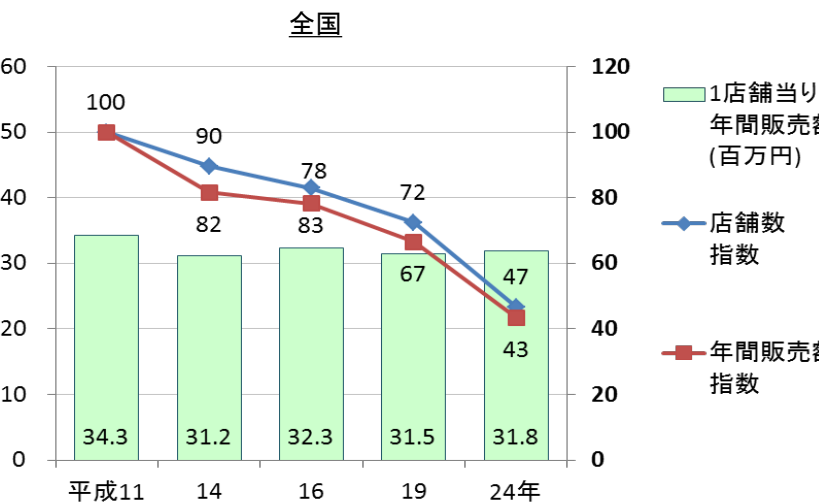
専門小売店の減少

○ 生鮮食料品（鮮魚、青果）の専門小売店の店舗数及び年間販売額は、全国、東京都とも、減少傾向

専門小売店の店舗数と年間販売額
【鮮魚】



【青果】



資料：経済産業省「商業統計」より作成

資料：東京都総務局「商業統計調査」より作成

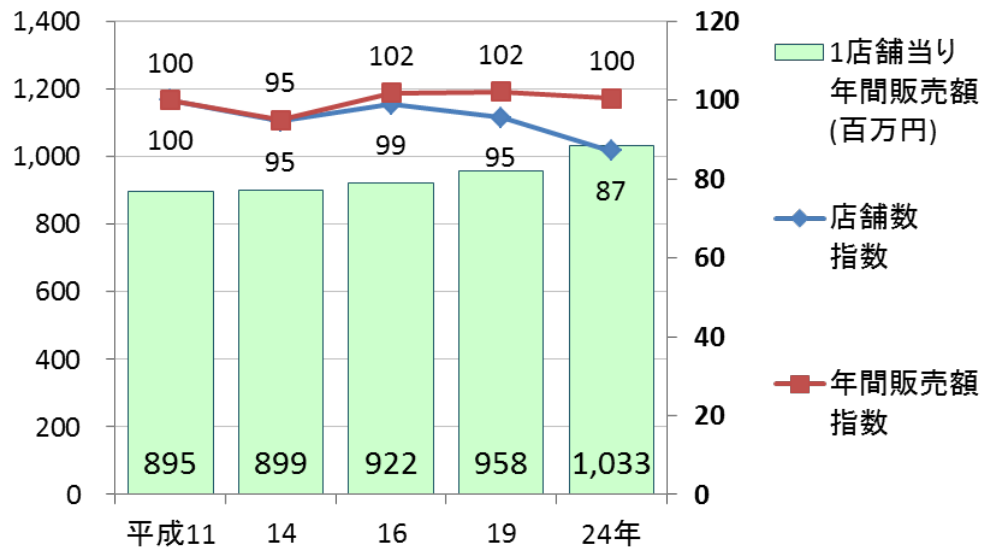
4 実需者の状況

量販店の増加

- 専門スーパー（食料品スーパー）の店舗数及び年間販売額は、全国では近年減少しているが、東京都では増加
- 1店舗当りの年間販売額は、全国と比較して東京都の方が高い

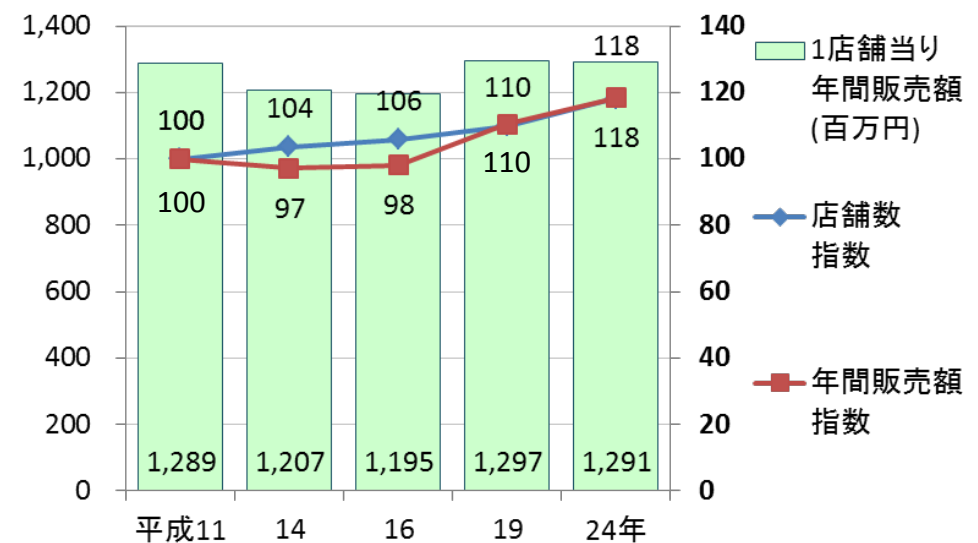
専門スーパー（食料品スーパー）の店舗数と年間販売額

全国



資料：経済産業省「商業統計」より作成

東京都



資料：東京都総務局「商業統計調査」より作成

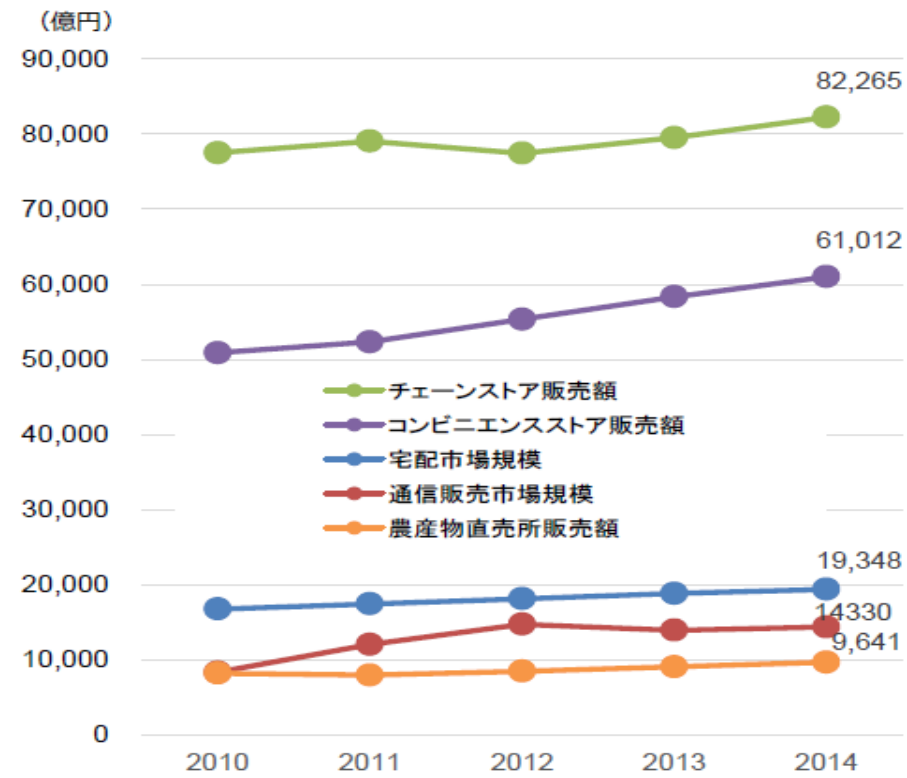
専門スーパー（食料品スーパー）：産業分類の飲食料品小売業に分類される取扱商品のうち食が70%以上で、売場面積の50%以上がセルフサービス方式の事業所であり、かつ売場面積250㎡以上のもの

4 実需者の状況

小売業態の多様化

○ 食品小売業において、近年、通販、コンビニ、直売、宅配などの多様な流通形態が伸長

食品の業態別販売額・市場規模の推移（全国）



（出典）宅配：矢野経済研究所「食品宅配市場の展望と戦略」、チェーンストア：日本チェーンストア協会「チェーンストア販売統計」、コンビニエンスストア：日本フランチャイズチェーン協会「コンビニエンスストア統計」、通信販売：日本通信販売協会「通信販売企業実態調査報告書」、農産物直売所：農林水産省「6次産業化総合調査」※2014年度は推計値

注 上記グラフは、（出典）に記載した各団体等の調査を基礎に作成されたものであり、販売額等には重複がある。それぞれの販売額等は、以下のとおりである。

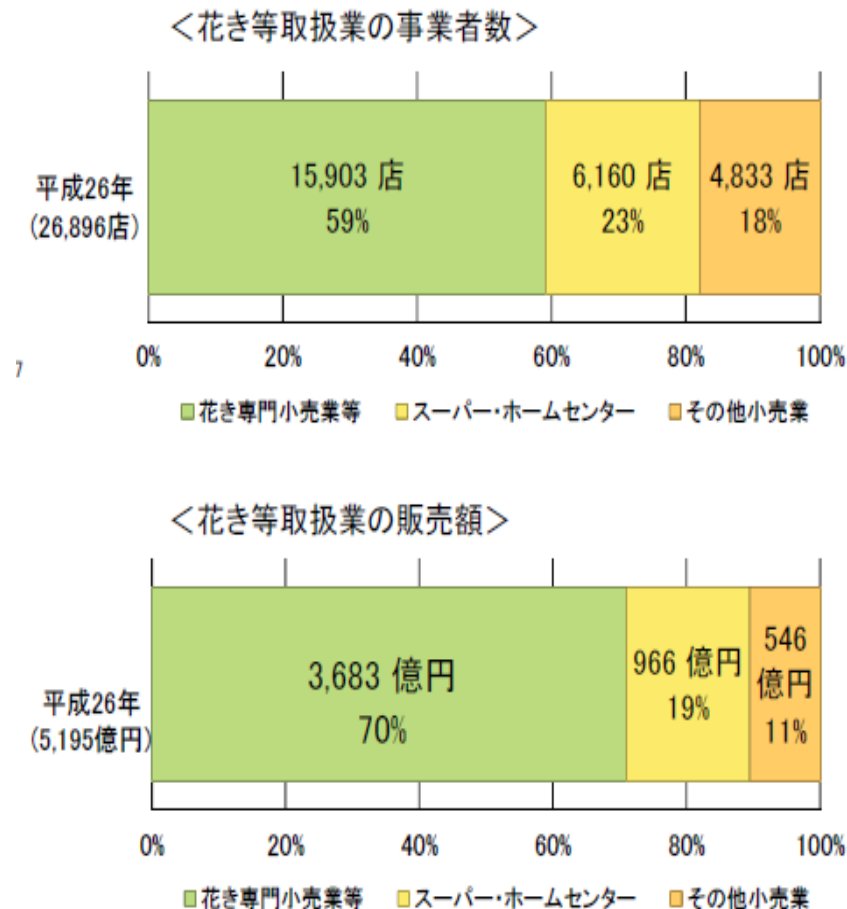
- ・チェーンストア販売額.....日本チェーンストア協会に加盟する会員企業の総販売額を集計したもの
- ・コンビニエンスストア販売額.....日本フランチャイズチェーン協会の正会員の販売額を集計したもの
- ・宅配市場規模.....①～⑩の宅配サービスで日用品、雑貨を除く食品群のみを対象とした事業者売上高を集計したもの
 - ①在宅配食サービス、②惣菜（食材）宅配サービス、③宅配ピザ、④宅配寿司、⑤外食チェーン・ファストフード宅配、⑥牛乳宅配、⑦生協の個配サービス、⑧ネットスーパー宅配、⑨コンビニエンスストア宅配、⑩自然派食品宅配
- ・通信販売市場規模.....公益社団法人日本通信販売協会の会員企業の集計に、有力非会員企業の売上高（推計）を加えて集計したもの

資料：農林水産省「卸売市場を含めた流通構造について」

4 実需者の状況

花き等取扱業

- 事業者のうち、花き専門小売業等は事業者数で6割、販売額で7割を占める



資料：経済産業省「商業統計」

注1：花き専門小売業等は、「花き等専門小売業」と「花き等中心小売業(取扱商品の50%以上が仕関連商品(花、植木含む))」の数値の合計。

注2：スーパー・ホームセンターは、「専門スーパー」の数値。

資料：農林水産省「花きの現状について」

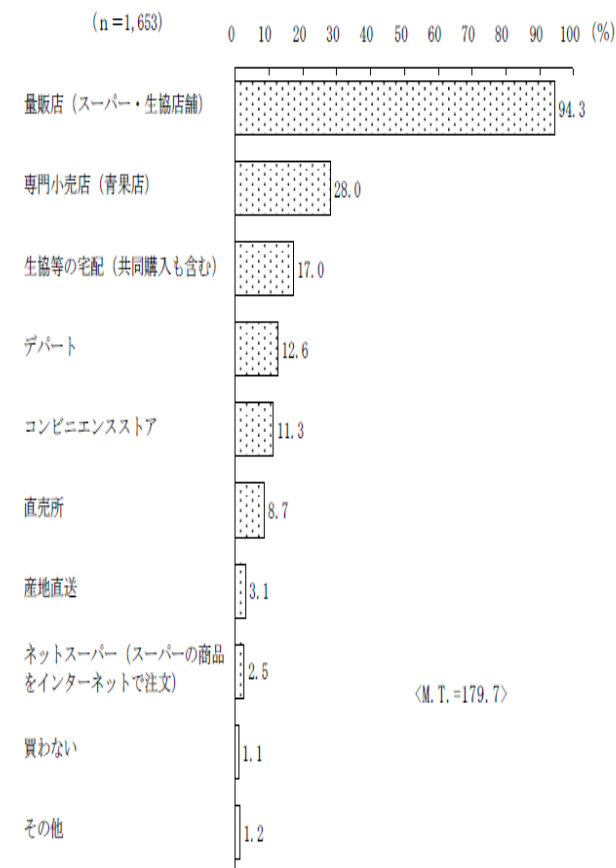
5 消費者の状況

野菜・果物、魚介類、肉類の購入先

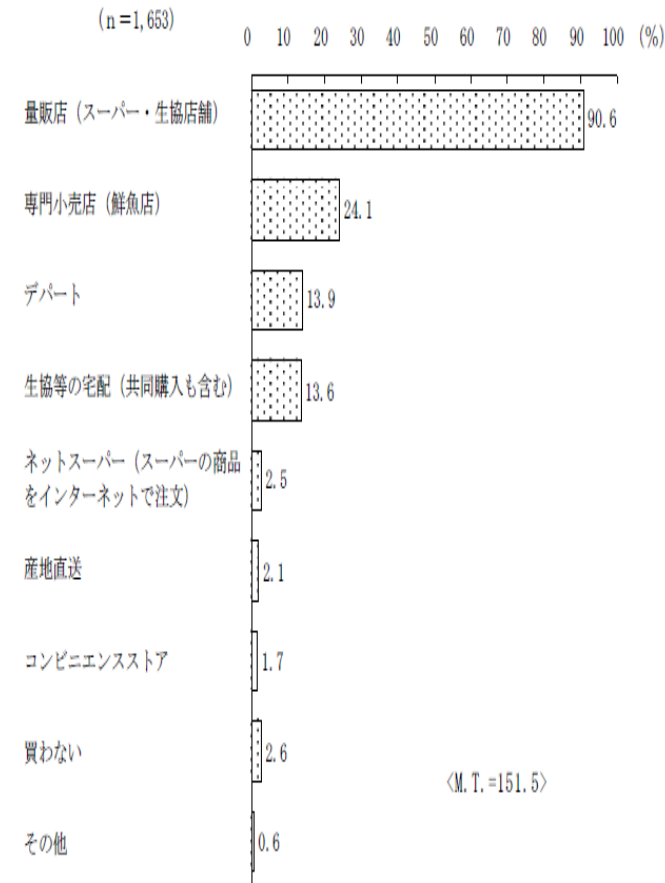
○「食品の購買意識に関する世論調査」によると、「量販店」を利用している割合は、いずれも90%以上

○ 一方、「専門小売店」を利用している割合は、いずれも30%未満

野菜・果物の購入先（東京都）



魚介類の購入先（東京都）



肉類の購入先（東京都）



資料：東京都 平成27年10月調査「食品の購買意識に関する世論調査」

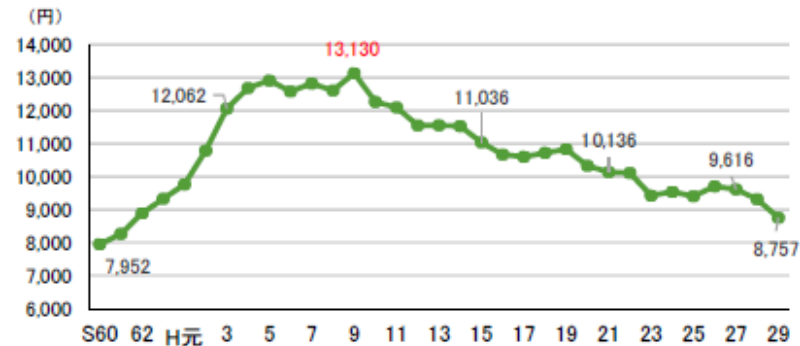
5 消費者の状況

花きの消費の現状

- 切り花の購入金額は長期的にみて減少、世帯主の年齢別で見ると、若年層ほど購入金額が低い

<切り花1世帯あたり購入額>

・年間購入額の推移



・世帯主年齢別年間購入額(平成29年)



資料：総務省統計局「家計調査年報」二人以上の全世帯

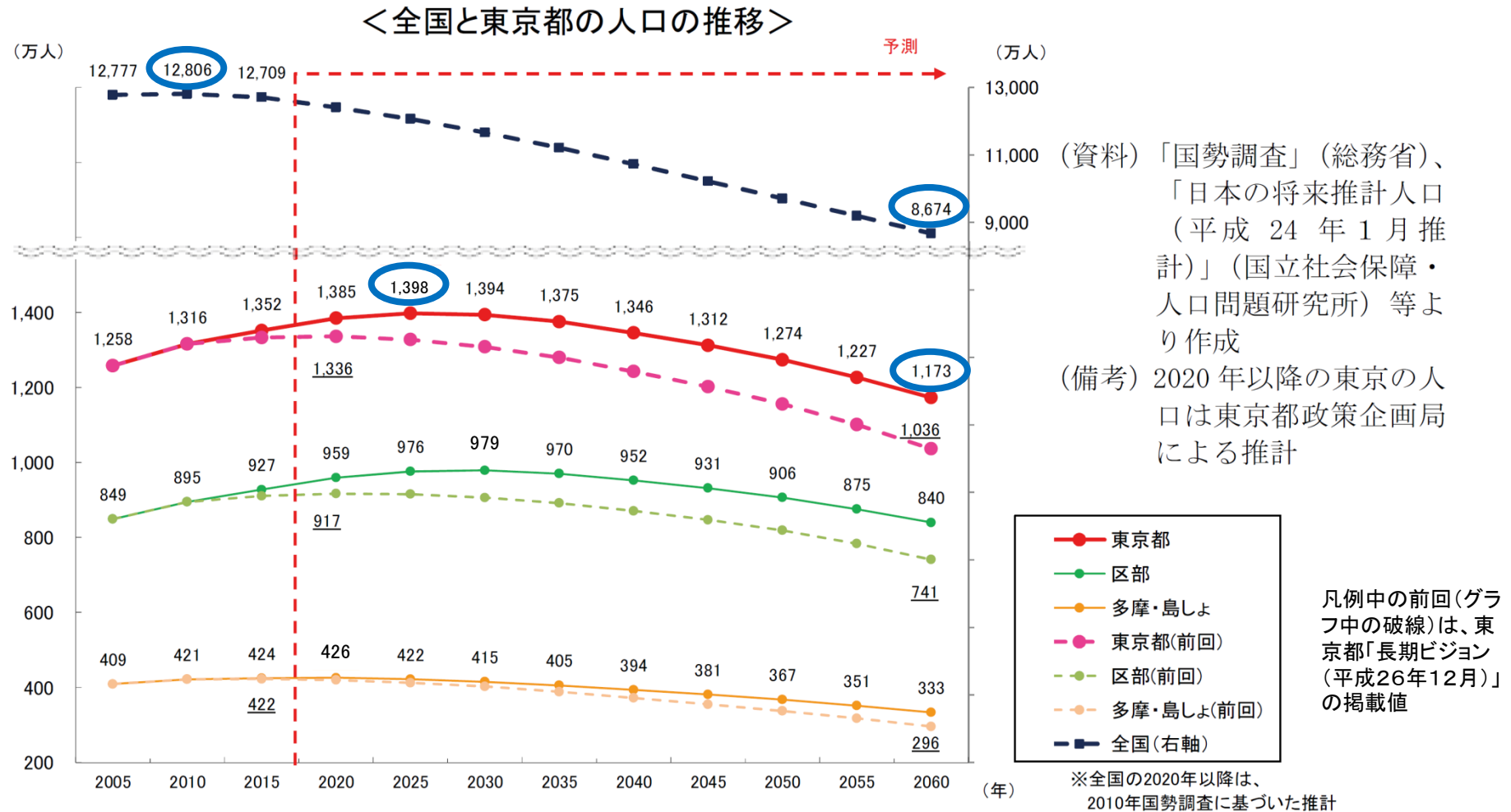
※ 平成20年以降の金額は、「(農林漁家を含む)二人以上の世帯」の金額。それ以外は「農林漁家を除く二人以上の世帯」の金額となっている。

資料：農林水産省「花きの現状について」

5 消費者の状況

全国と東京都の人口の推移

- 全国の人口は、2010年から、2060年には8674万人まで減少する見込み
- 東京都の人口は、2025年をピークに減少し、2060年には1173万人に減じる見込み



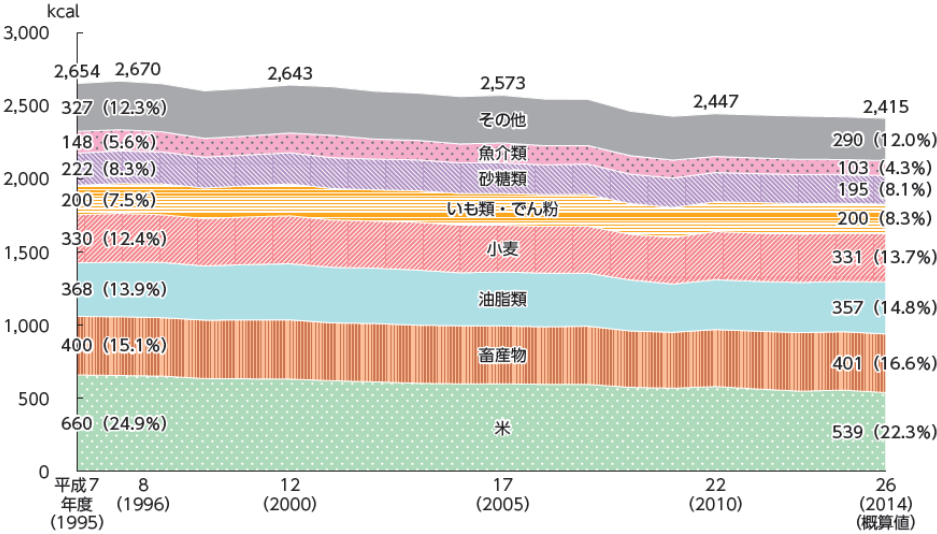
引用: 東京都「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」(平成28年12月)

5 消費者の状況

食料消費の動向

- 高齢化等を背景として、国民1人1日当たりの食料消費（供給熱量）は、長期的に減少傾向
- 国民1人1年当たりの品目別消費量は、肉類は緩やかな増加傾向
- 果実は横ばい、野菜は平成22年まで減少した後に増加
- 魚介類は長期的に減少傾向

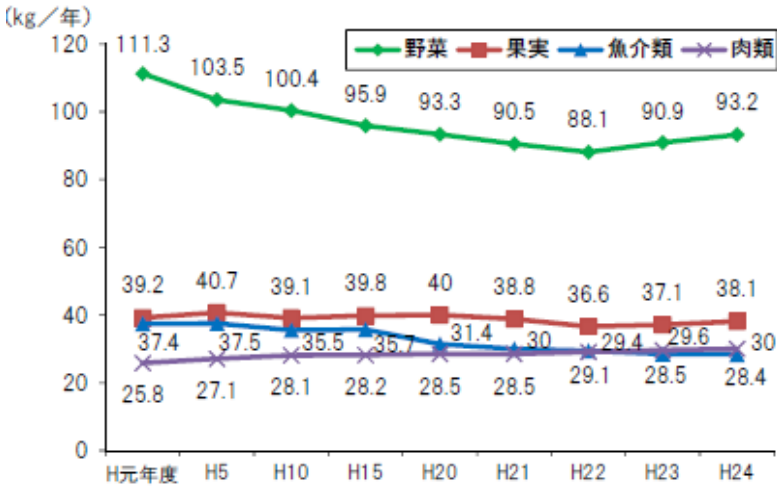
国民1人1日当たりの食料消費(供給熱量)の推移



資料：農林水産省「食料需給表」
注：() 内は、総供給熱量に対する割合

資料：農林水産省「平成27年度食料・農業・農村白書」

国民1人1年当たりの品目別消費量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

資料：農林水産省「卸売市場をめぐる情勢について」

5 消費者の状況

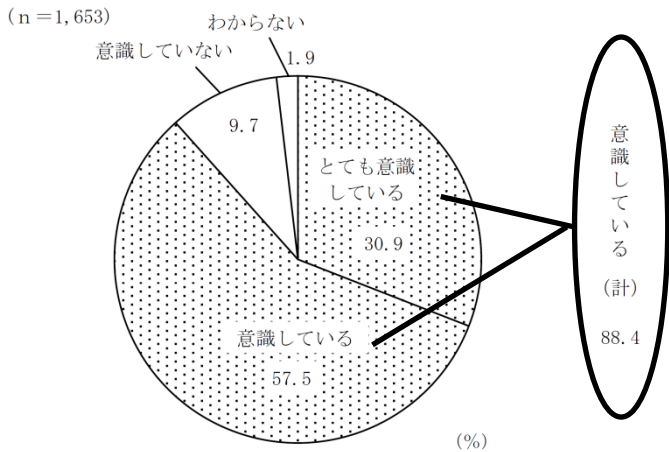
食の安全・安心に対する意識の高まり

- 生鮮食料品購入の際の安全性への意識は、「意識している」が88.4%
- 3項目について聞いたところ、「以前より気にするようになった」は「産地」が52%で最も多く、「鮮度・消費期限」が43%、「価格」が38%の順となっている

生鮮食料品購入の際の安全性への意識（東京都）

（全員に）

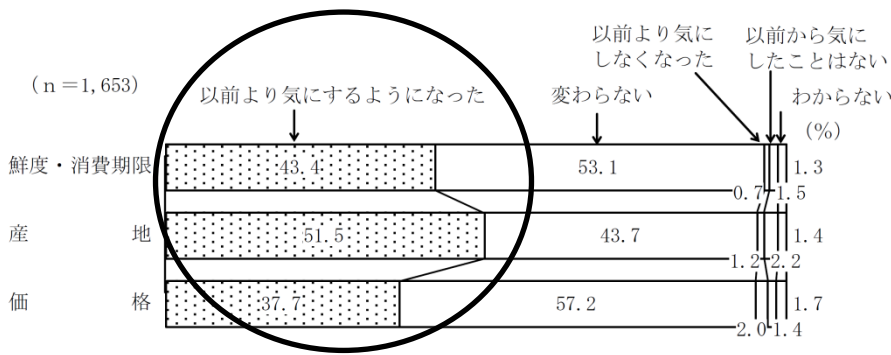
Q13 生鮮食料品を購入するときに、安全性についてどの程度意識していますか。この中から1つだけお答えください。



（注）『意識している（計）』は「とても意識している」「意識している」の合計

（全員に）

Q14 生鮮食料品を購入するとき、ここ数年で食の安全・安心に関する意識の変化はありましたか。
(1)～(3)のそれぞれについて、あてはまるものを1つずつお答えください。



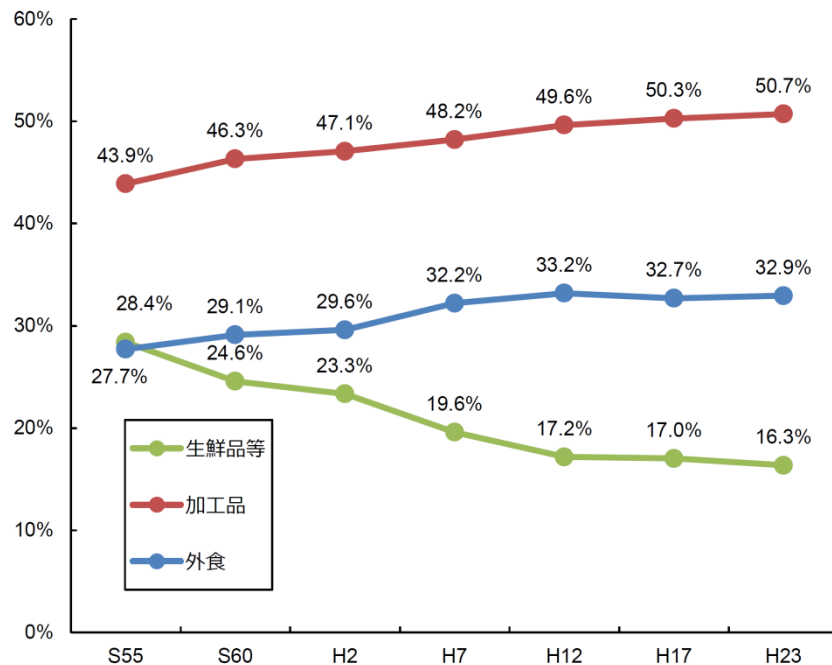
資料：東京都 平成27年10月調査「食品の購買意識に関する世論調査」

5 消費者の状況

外食・中食の増加

- 単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加に伴い、家庭内での調理にかけられる労力や時間が減少
- 弁当、総菜などの中食や外食、加工食品等のニーズが高まるとともに、小分け等への対応も必要

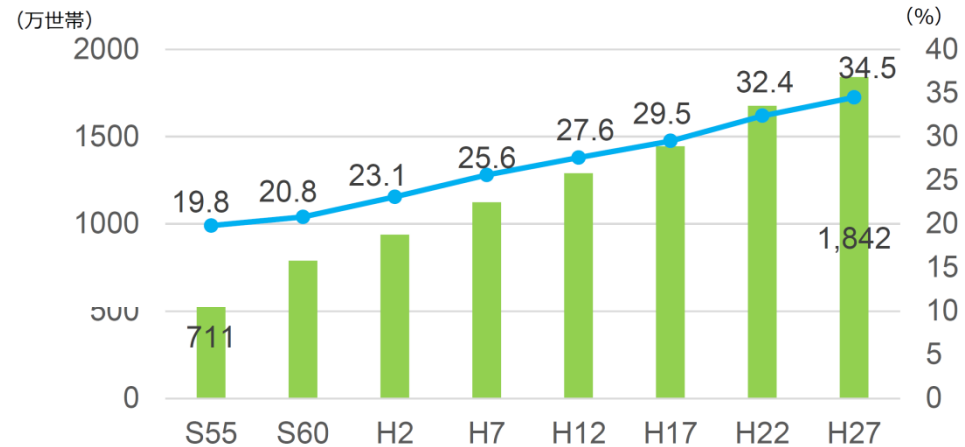
国内消費に占める生鮮・加工・外食の割合（全国）



出典：農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」を基に作成。

資料：農林水産省「卸売市場を含めた流通構造について」

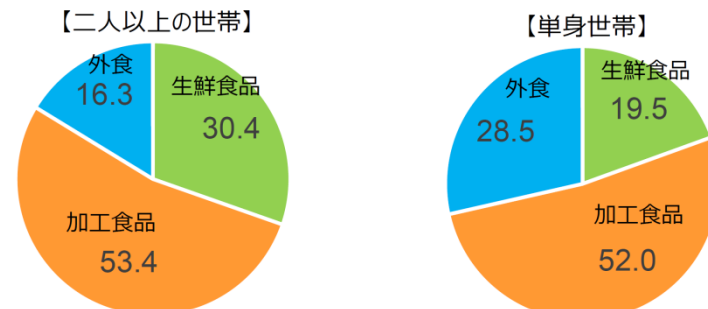
単身世帯数及び総世帯数に占める単身世帯の割合の推移（全国）



注：1）国勢調査における「単独世帯」を「単身世帯」と表記

2）昭和55年から平成17年までは旧家族類型 資料：総務省「国勢調査」

■ 二人以上の世帯、単身世帯の食料支出割合（平成28年度）



注：生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。

加工食品は、それ以外。

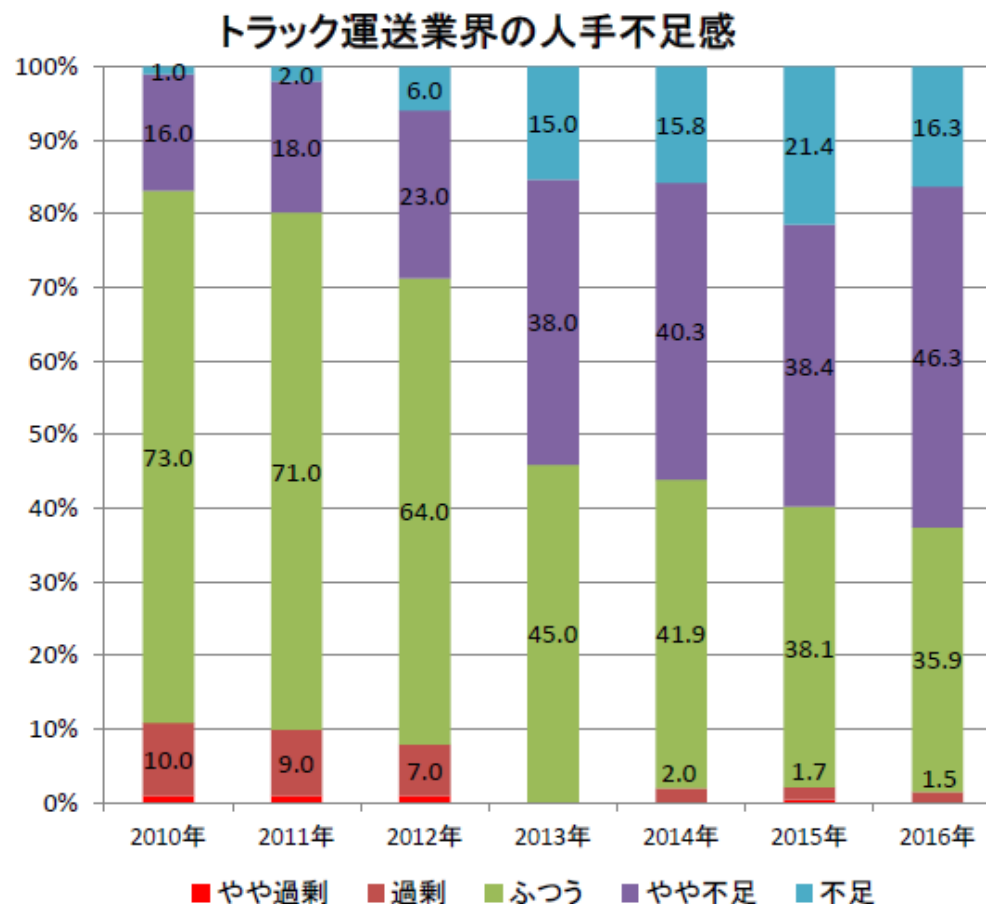
資料：総務省「家計調査」

資料：農林水産省「卸売市場を含めた流通構造について」

6 物流環境の状況

トラック運転者の不足状況

- トラック運送業界アンケート調査で、「不足」「やや不足」の合計が、2010年の17%から2016年には62.6%に増加



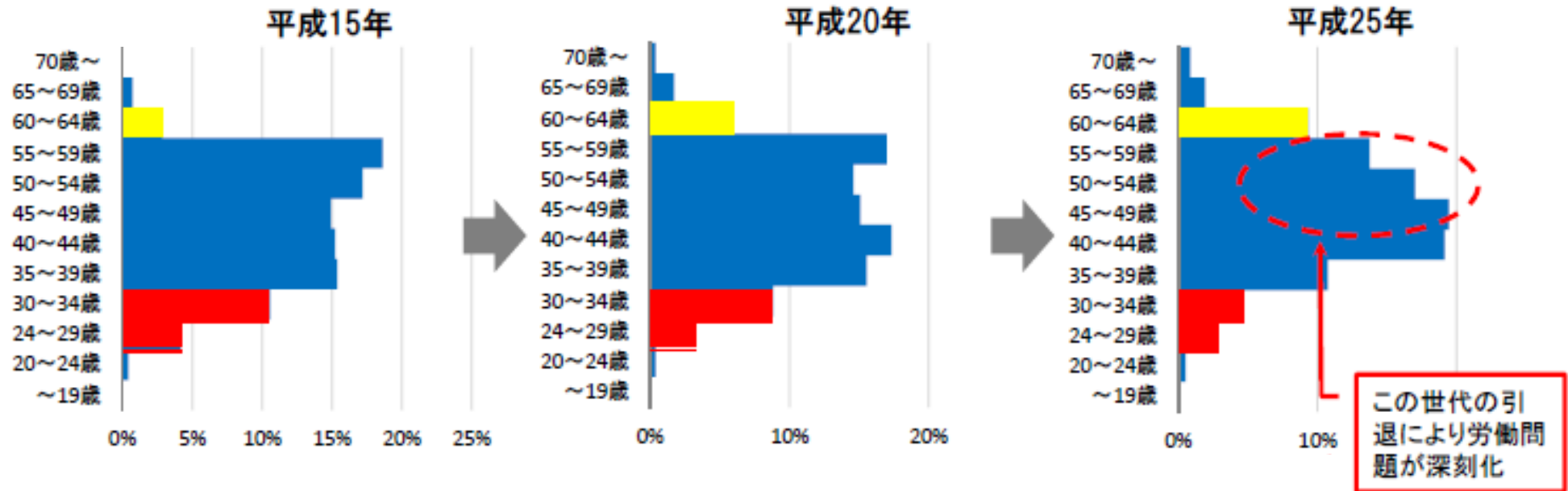
引用: 全日本トラック協会「トラック運送業界の景況感」
より作成(毎年10月～12月調査数値を引用)

6 物流環境の状況

労働力不足

- 近年、物流分野の労働力不足が顕在化しており、中長期的に人材の確保がより困難になる見込み
- トラック運転者については、中高年層の退職に伴い、今後、深刻な労働力不足に陥るおそれがある

トラック運転者の年齢構成比の推移（全国）

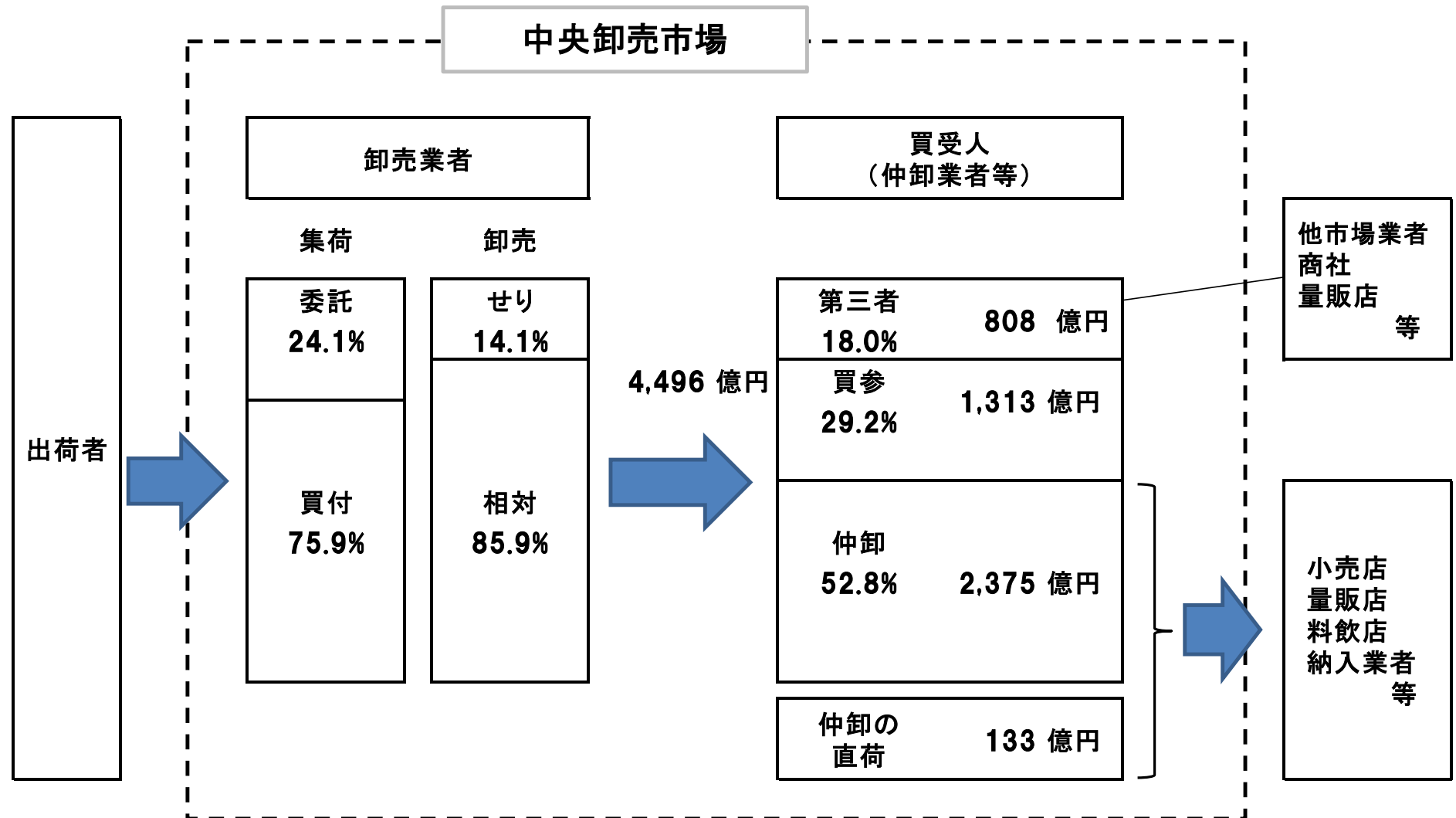


資料：国土交通省「自動車運送事業等における労働力確保対策について」

東京都中央卸売市場の取引構造（平成29年度）

平成31年2月28日
東京都中央卸売市場

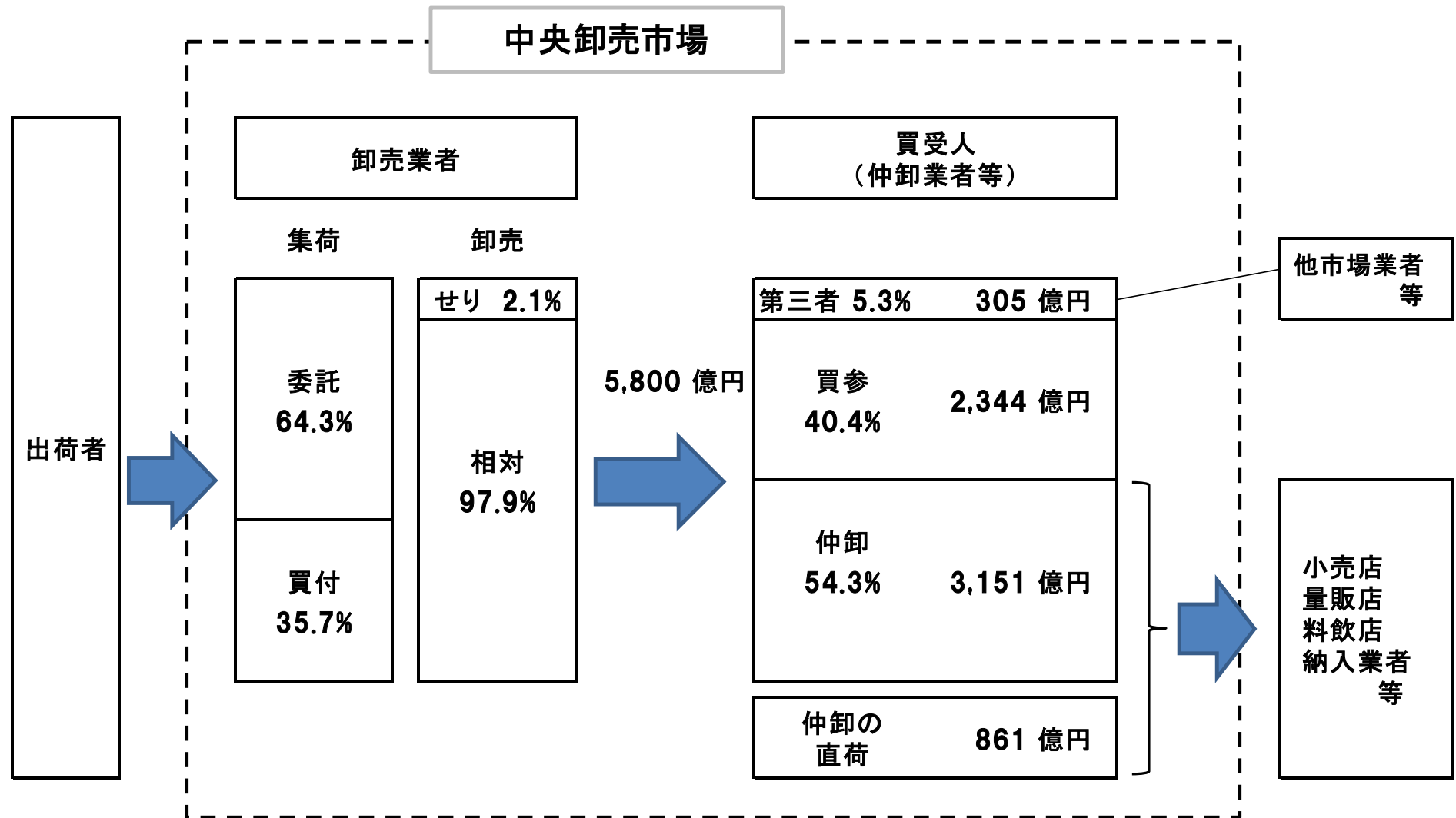
1 水産物部 (東京都 平成29年度)



※卸売市場経由率(27年度全国): 52.1%

資料:「卸売業者事業報告書」等より作成

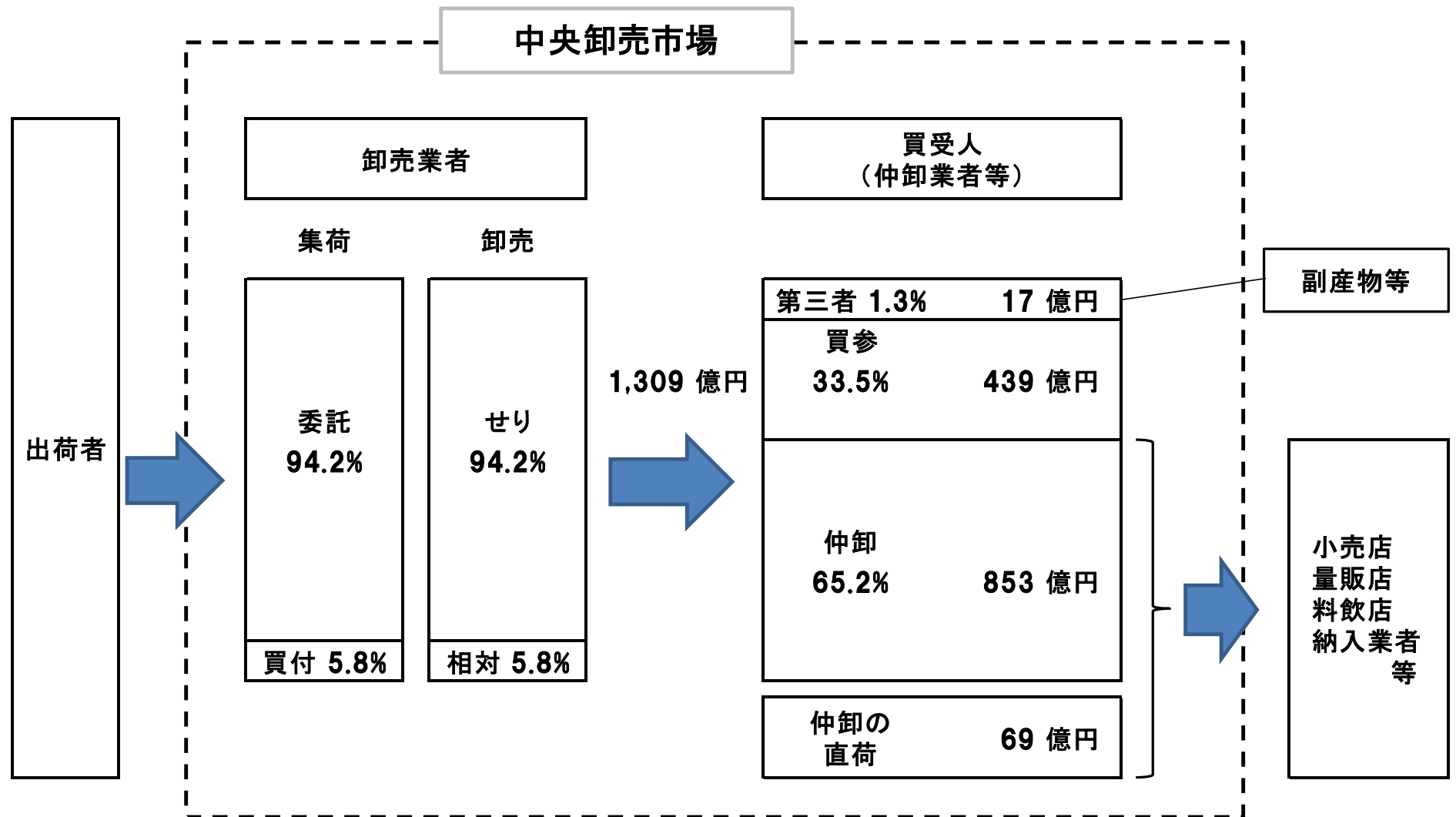
2 青果部 (東京都 平成29年度)



※卸売市場経由率(27年度全国): 57.5% (国産青果物の経由率 81.2%)

資料:「卸売業者事業報告書」等より作成

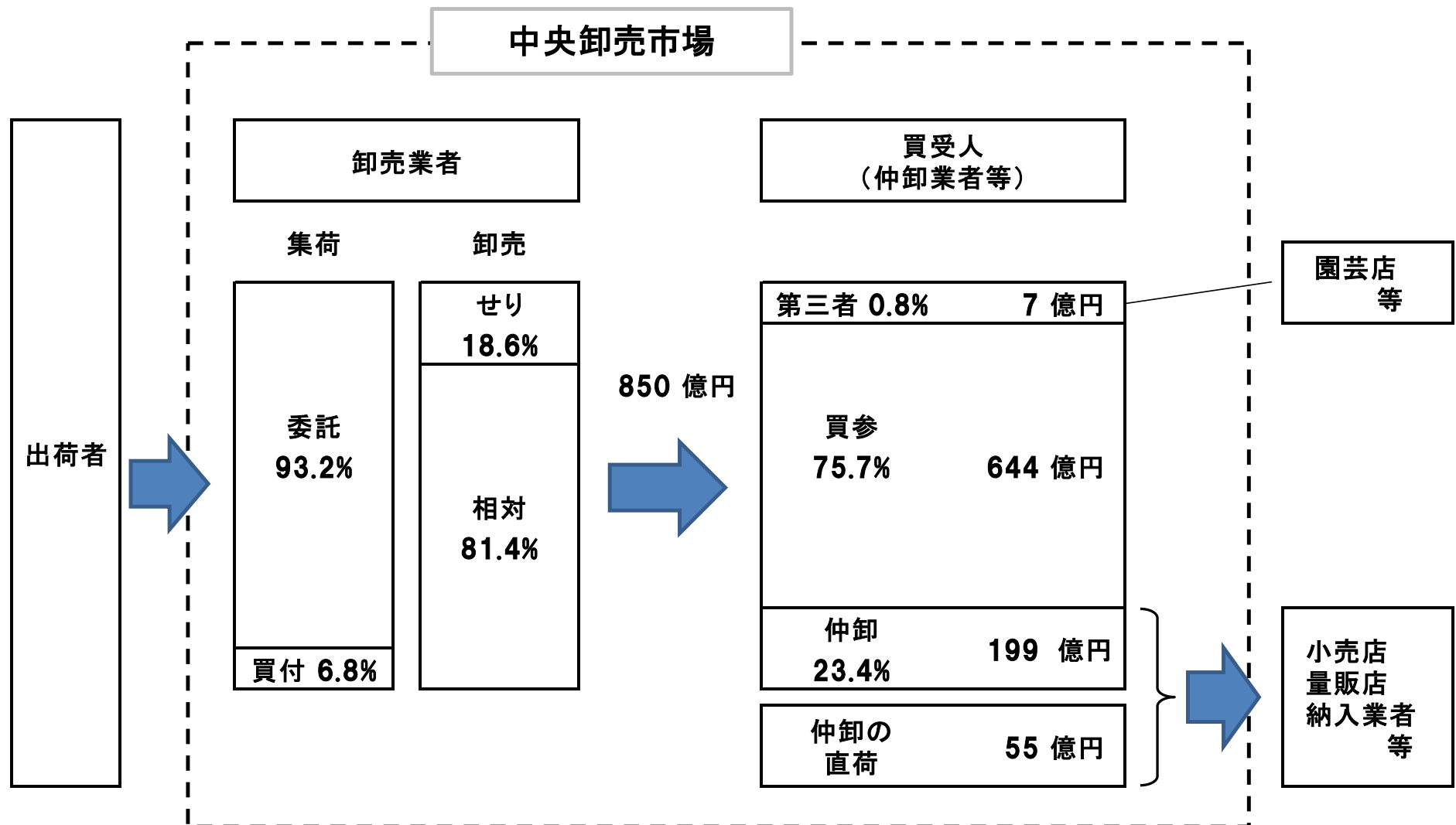
3 食肉部 (東京都 平成29年度)



※卸売市場経由率(27年全国): 9.2%

資料:「卸売業者事業報告書」等より作成

4 花き部 (東京都 平成29年度)



※卸売市場経由率(27年全国): 76.9%

資料:「卸売業者事業報告書」等より作成

取引実態について	
水産	○人口減が一番の原因だが、その中で、出来合いの物を食べている傾向が多い中で、素材が売れなくなっているのは確か。
青果	○卸売市場の機能が低下してしまっている。分荷機能はそこそこできているが、価格決定機能はほとんどない。
食肉	○価格形成の仕組みが変わると、東京の卸売価格に対する信頼性が損なわれ、生産者へのダメージになるし流通上の混乱を来す。 ○売買参加者が随分多くなってきており、規制緩和になると、大手が参入してくるということになりかねない。 大手などが多頭数購買する方が入ってくると価格高騰や物が買えないことになると、仲卸が倒産や経営危機に陥ってしまう。
花き	○花き業界全体では、花文化の衰退を背景に下降線を描き続けている。花き部の卸売市場はデジタル化が進んでおり、遠くからリアルタイムでせりに参加できる環境下で第三者販売の規制緩和がされると、ますます花屋、小売店の商圈が侵害されかねない。
産地	○今後、今までよりも計画的な漁獲がなされるだろう、養殖がかなり拡大されるだろうと思っている。 ○物流では、従来と違い、ドライバー不足、拘束時間の制限により、複数の卸売市場におろすことができないという状況
法改正について	
水産	○代金決済のあり方をしっかり決めることは市場の義務であり、卸と仲卸が対等の責任ある立場で契約等を結んで、取引や代金決済を行うべき ○卸、仲卸というのは非常に重要な機能。仲卸の目利きや対応力、経験と言うのは簡単に中抜きできるようなものではない。 ○条例改正は、各市場の特性や、今までのやり方があるので、消費者販売への開放等、余り細かく決めていく必要がない。
青果	○市場活性化のためには、任意ルールについて商売のある程度、事務処理の簡素化について規制緩和をしてもらいたい。 ○第三者販売は、市場取引委員会等の関係者の合意のうえで実施、直荷引は緩和、商物一致の原則は、可視化によって緩和すべき。 ○開設者の承認による売買参加者制度を継続してもらいたい。代払いは、開設者の関与のもと、完納奨励金の交付も維持されたい。 ○卸売市場内での恒常的な小売行為は反対
食肉	○和牛に関しては、市場経由は40%あり、特に東京食肉市場は、全国和牛の17%を扱っており、非常に大きな役割を果たしている。 ○無秩序に購買に参加できるような仕組みはつくらないで、既存の仲卸業者、売買参加者を守るような仕組みを継続してもらいたい。
花き	○現状の卸売市場花き部、特に大田市場は開かれすぎた市場と言える。卸売市場の機能はプロのものである。 ○任意ルールのうち、第三者販売の原則禁止と小売行為の制限は厳しく守ってもらいたい。直荷引きについては、緩和に賛成
産地	○規格外れとか重要でない魚も一緒に引き受けてもらえる機能が漁業者として安心して漁ができる基本になっている。 ○トラックが荷物を何回も積み替えるのではなく、産地から契約したものが一か所に走るのが流通全般として最適 そういう面でも、商物一致の取引は検討いただく必要があると考える。
その他	
○市場活性化で言うなら、卸、仲卸が持っていない機能を有した会社を場内に取り込むような、開かれた市場になっていくことが必要 ○取引にITを入れていきたい。ITへの対応が今後、進展していくことから、市場関係者に対するソフト、ハード両面に対する支援措置を要望 ○今回の改正の中で、もうちょっと簡素化された取引の中で、スムーズな流通が行われて活性化されていったらいい。 ○魚食普及の活動が、これまで以上に生産者と連携してさらに拡大していけるような環境ができればありがたい。 ○産地が全てのお客様を発見するのは困難であり、単収アップや品種の選定、契約価格での取引などを一緒に進めていきたい。	

		取引について	その他
水産	卸	○販路拡大や物流効率化の観点から規制の緩和は必要。	○出荷者への支払保証は卸のリスクによるところが大きい、改正法のもとで、新たな決済ルールを策定する必要がある。
	仲卸	○第三者販売について、買受人の増加や経験が浅い者の取引参加により、適切な価格評価が損なわれる懸念がある。 ○商物分離は、商品の規格性の有無等があり、画一的な規制緩和は困難。 ○直荷引きについては、市場価格への影響が懸念され、せり・入札をどうするかといった議論を踏まえて検討すべき。	○その他の項目についても、公正な取引環境を整えることができるかどうかを基準とした議論が必要。 ○改正条例施行後の調整、検証を開設者が行うべき。
	買参	○市場法から売買参加者という言葉がなくなったが、卸からの仕入れに支障がない整理が必要。	○現状の卸、仲卸が持っていない機能を市場に取り込むような開かれた市場運営が必要。
	小売	○小売業者としての仕入れに支障をきたさないような制度を望む。	
青果	卸	○販路拡大に向け第三者販売の規制緩和は必要だが、与信管理の問題あり。 ○物流効率化、鮮度保持の観点から商物一致の規制緩和は必要。 ○直荷については、多様化への対応として緩和は必要であるが、透明性の確保が必要。	○出荷奨励金について、経営上の負担が大きく、開設者の関与が必要。
	仲卸	○第三者販売について、流通多様化への対応、集荷力向上の面から必要な面はあるが、第三者販売が優先となることは容認できず、同条件での取引や透明性の確保が必要。 ○商物分離は、物流効率化の観点から必要な面はあるが、場内取引に支障が生じないことや透明性の確保など一定の規制は必要。 ○直荷は多様化への対応、卸の集荷の補完から必要である。	○代金決済、完納奨励金のあり方について、実情を踏まえた再構築が必要。 ○市場の存在意義の1つである価格形成機能を堅持。
	小売	○規制緩和により、商品が市場に集まらなくなったり、価格が不透明になるなど、仕入れに支障が出ることを危惧。	
食肉		○食品流通合理化のため、ルールの見直しは必要であるが、取引に混乱が生じないよう関係者の協議により取扱を決める仕組みが必要。 ○規制緩和により、価格高騰、流通の混乱、経営悪化等が危惧されるため、現行規制の維持が必要。 ○環境の変化への対応は必要であるが、小売業者の仕入や営業に支障のないよう、秩序ある取引ルールを望む。	
花き	卸	○効率的な取引を行ううえで規制緩和は必要。 ○顧客の要求に応えるための直荷は必要。 ○報告義務など実態把握が必要。	○取引ルールについてのチェック制度が必要。 ○取引環境の変化に柔軟に対応できる制度を望む。 ○出荷奨励金について開設者の関与が必要。
	仲卸	○規制緩和により、取引が不透明になることや仕入れに支障がでることを危惧。 ○直荷は卸の入荷を補完する意味で必要。	
	小売	○規制緩和により、仕入れに支障が出ることを危惧。 ○直荷は卸の入荷を補完する意味で必要。	

市場との関わりについて

- 産地にとって、公共の市場があった方が良い。産地市場、消費地市場のルートに乗せることできちんと評価され取引される。
- 出荷したものはすべて売ってくれる。生産者としては、高く売ってくれる市場に出す。
- 市場の代金決済の仕組みは大変重宝している。量販店との取引は支払サイトが長いので、サイトの短い市場への出荷を行う。
- 物流、決済、価格形成、情報の集積・受発信など卸売市場の機能は重要である。卸売市場はヒトと情報を持っている。
- 顧客との取引の信用性から、市場を通す、市場の目利きは必要である。
- 多種多様な品揃えがあり、欠品があっても、他市場から注文数量を確保してもらえることは大変メリットである。
- 生鮮食料品の流通過程の中で卸売市場の役割は大変重要である。

市場に望むもの

- 市場が情報を伝達しないので生産者は何を作ったら良いのか判らない。市場関係者の営業努力が不足している。
- 商品や産地を開拓する機能が弱い。産地から消費者までの物流全体を掌握することが必要である。
- 物流は劣悪である。商物分離をきちんと行い、商流は市場を経由するけれど、物流はセンターに直送すれば効率的である。
市場内では市場流通品以外を扱えないのは課題である。
- 仲卸の直荷については、小売と一緒に商売としてできることはある。
- 輸入も増えるので、国際競争力が必要となる。輸出も商社ではなく、膨大な情報量を持つ卸売市場がキーを握るべきである。
- 証明書の発行や検疫など輸出手続きの簡略化のため、市場内に出張所や保税倉庫を持つ必要性を感じている。
- 顧客ニーズに対応するため、コールドチェーンなどの衛生管理に加え、市場内に加工施設があれば理想的である。

その他

- 出荷先として「中央市場」であることをあまり意識していない。
- ハブ機能を持たせるには小規模な市場も仕分けセンターとしては有望である。

条例改正準備会議 開催予定

○第1回（平成30年12月4日）

卸売市場法改正の概要

東京都のスタンス

今後の進め方

○第2回（平成31年2月頃）

取引の現状

法改正についての意見

○第3回（平成31年4月頃）

今後の卸売市場のあり方

条例改正の方向性

○第4回（平成31年7月頃）

条例案に対する意見聴取

○その他の会議（予定）

東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都卸売市場審議会

「第1回東京都中央卸売市場条例改正準備会議」の概要

1 日時

平成30年12月4日（火） 13:30～14:30

2 場所

東京都庁第二本庁舎

3 議事概要

- (1) 改正卸売市場法の概要、条例改正にあたっての都のスタンス、会議の開催予定等について、事務局から資料に基づき説明した。
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおりであった。
 - ア 都民に卸売市場が果している重要な役割を理解してもらうことが重要である。
 - イ 卸売市場の機能が低下しており、これを強化する必要がある。
 - ウ 市場ごとの取引実態を踏まえた検討を行うため、各市場においても意見聴取すべきである。
 - エ 丁寧ヒアリングを行い、11ある市場の多様性を踏まえた卸売市場政策とすべきである。
 - オ 既成概念にとらわれず、改めて卸売市場はどうあるべきかという視点で検討したい。
 - カ 国内産青果物の市場経由率は82%と高く、また多様な品目が揃う卸売市場の役割は重要で、産地を守る意味でもしっかりと機能を果たしていかなければならない。
 - キ 第2回会議で議論するにあたり、取引の現状について把握しておく必要がある。
 - ク 物流は危機的状況にあり、サプライチェーン全体でロジスティクス機能を強化する必要がある。
 - ケ 法改正で可能となったことを正確に理解し、この改正を良い機会として利用し、市場の活性化と運営の円滑化を図っていくという視点が必要である。
 - コ 都民に卸売市場の役割をよく理解してもらい、一般の方にもっと開かれた市場とするという視点を持って検討すべきである。
 - サ 小売店の営業にも配慮しつつ、開かれた市場を目指すことが必要である。
 - シ 利害関係者が誰かを意識し、誰の何のために市場のあり方を議論するのか、どのような犠牲を払ってでもやるのか、制約条件を意識しながら議論すべきである。
 - ス 自由化の議論が先行している。高度に衛生管理された卸売市場として市場内取引をベースにした条例とすべきである。